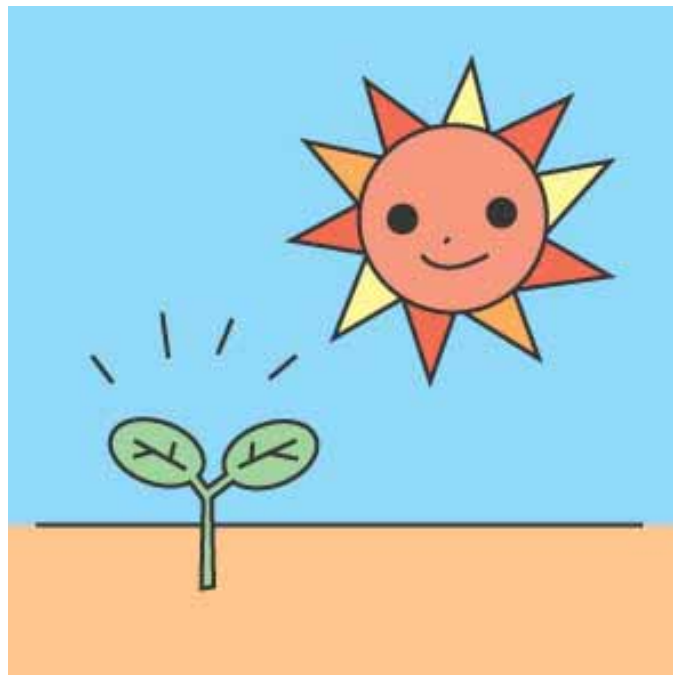


認め合い、支え合い、  
『<sup>ひと</sup>男女が輝くまち』をめざして

## 第2次北栄町男女共同参画基本計画

2012

2016



平成24年3月

## はじめに

近年の少子高齢化の進展と人口減少時代の到来により本町を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、町民一人ひとりが住んでよかったと誇れるまちにするため、昨年度、まちの将来像を「人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち」と定めた「北栄町まちづくりビジョン」を策定しました。

「男は仕事、女は家庭」などで表される性別に基づく固定的役割分担意識はまだ根強く残っており、意欲を持つ女性が、社会の様々な分野で活躍することを困難にしている一方で、男性の職場での長時間労働など、男性へ過度の負担が生じ、男性が家庭生活や地域活動において積極的にかかわることを難しくしているなどの現状もあります。

多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、男性自身の過剰な負担感が軽減されるなど男性にとっても暮らしやすい社会でもあります。

また、様々な分野への女性の参画は、地域社会の活性化につながりますし、各事業所においても、男女共同参画ができる条件整備が人材の確保、定着等にもつながるなど、「男女共同参画」の実現は、女性だけでなく社会全体にとって意義の大きい、重要な課題です。

みなさまが心豊かに暮らしていることを実感できる北栄町としていくためには、男女が職場・家庭・地域生活などあらゆる場面においてともに参画できるよう、町民、事業者の皆様との協働のもとに各種の施策に取り組んでいく必要があります。

この度、本町における男女共同参画社会の実現に向け、北栄町男女共同参画審議会でご審議をいただき、「第2次北栄町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

計画の策定に当たっては、意見交換会、グループインタビュー、アンケート調査、パブリックコメントなどを通じ町民の皆様に様々な形でご意見をいただきました。心からお礼申し上げます。

平成24年3月

北栄町長 松本 昭夫

# 目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1 男女共同参画社会とは	
	2 計画策定の趣旨	
	3 計画の位置づけ	
	4 計画の期間	
第2章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	1 計画の役割	
	2 計画の性格	
	3 計画の基本理念	
第3章	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章	5か年の最重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第5章	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	基本目標(1)	
	男女共同参画を進める社会をつくろう・・・・・・・・	16
	基本的施策	
	政策・方針決定の場への女性の参画を拡大・・・・・・・・	17
	男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実・・・・	18
	地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・	19
	男性や子どもにとっての男女共同参画の推進・・・・・・・・	20
	基本目標(2)	
	職場、地域、家庭における男女共同参画を実現しよう・・・・	21
	基本的施策	
	職場における男女共同参画の実現・・・・・・・・	22
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進・・・・	23
	農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立・	24

基本目標（３）

人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会を  
形成しよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

基本的施策

高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり・・ 2 6

男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・ 2 7

生涯を通じた男女の健康の支援・・・・・・・・・・・・・・ 2 8

第6章

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9

参考資料

・男女共同参画意識調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2

・関係法令

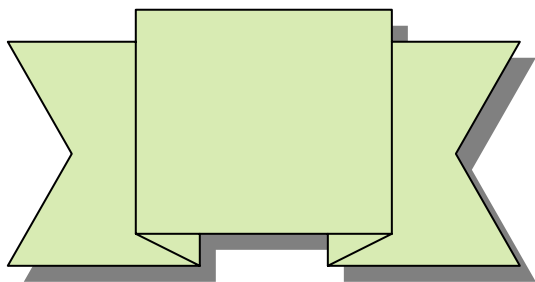
北栄町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8

鳥取県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3

男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3

・北栄町男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 7 0





## 第 1 章

---

### 計画の策定にあたって

- 1 男女共同参画社会とは
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

## 1 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。（男女共同参画社会基本法第2条第1号より）

## 2 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の形成を推進する上で、平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法（成11年法律第78号）が施行され、鳥取県においても平成12年12月に「鳥取県男女共同参画条例」が公布され、平成13年6月に「鳥取県男女共同参画計画」が策定され、現在「第3次鳥取県男女共同参画計画」の策定が進められています。このように、男女共同参画社会をめざす法的制度上の改善は着実に推進されていますが、固定的性別役割分担意識は、まだ根強く残っており、男女の平等理念は、必ずしも私たちの生活の中に根づいていないとは言えません。

実際のところ、北栄町における、平成23年度の男女共同参画意識調査によると「家庭・地域・職場など」では今もなお男性の方が優遇されていると感じている方が多く、一方法律や制度の面では平等であると感じておられる方が多いという結果がでました。この現状を踏まえ、「北栄町男女共同参画基本計画」は、個々の人権が尊重され、男女の格差を解消し、男女が共に個性や能力を大切にし、それが発揮できる社会的条件の整備を行うことで、男女を問わず家庭、地域、職場、社会で能力が発揮でき、社会貢献できる社会を実現するため、町民、企業、地域の各団体、行政等が一体となって取り組んでいくための指針とするものです。

### 固定的性別役割分担意識

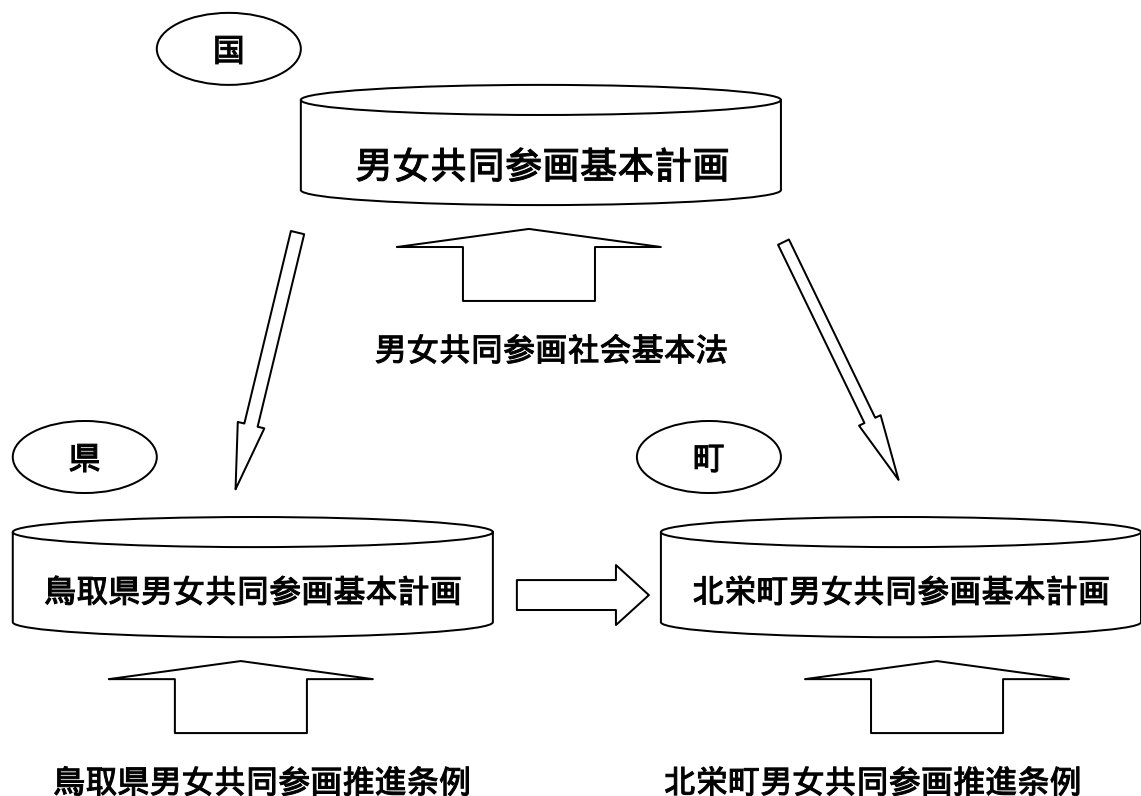
男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

例えば、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている事例です。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、北栄町男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画で、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

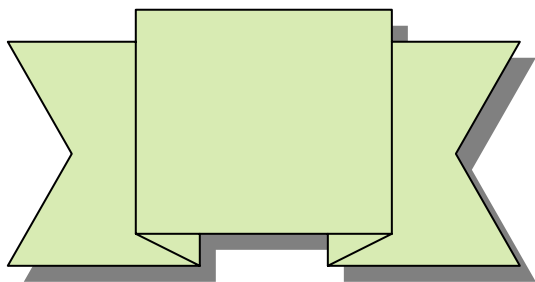
また、この計画は、「まちづくりビジョン」の第5編みんなのまちづくりの詳細計画となっています。



### 4 計画の期間

計画の期間は平成24年度から平成28年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。



## 第2章

---

### 計画の基本的な考え方

- 1 計画の役割
- 2 計画の性格
- 3 計画の基本理念



## 1 計画の役割

この計画は、男女共同参画社会基本法の理念をふまえ、男女が社会の対等な構成員として男女共同参画社会を築くために、住民・地域・職場・行政が一体となって取り組む施策を総合的・体系的に推進するための行動計画とするものです。

## 2 計画の性格

北栄町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法及び北栄町男女共同参画推進条例に基づいて策定する計画であり、北栄町の男女共同参画施策を推進する上で基本となる計画とします。

少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に対応し、北栄町の男女共同参画社会形成に関する施策を総合的、体系的に推進するための計画とします。

国・県の男女共同参画基本計画との整合性を図った計画とします。

## 3 計画の基本理念

この計画は、北栄町男女共同参画推進条例第3条に規定する、次の4つの基本理念を計画の基本理念とし、3つの基本目標と10の基本的施策を定めます。

### 基本理念

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないように配慮されること。
- (3) 町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

## 基本目標及びその基本的施策

### 基本目標（１）

#### 男女共同参画を進める社会をつくろう

##### 基本的施策

- 政策・方針決定の場への女性の参画を拡大
- 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実
- 地域における男女共同参画の推進
- 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

### 基本目標（２）

#### 職場、地域、家庭における男女共同参画を実現しよう

##### 基本的施策

- 職場における男女共同参画の実現
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

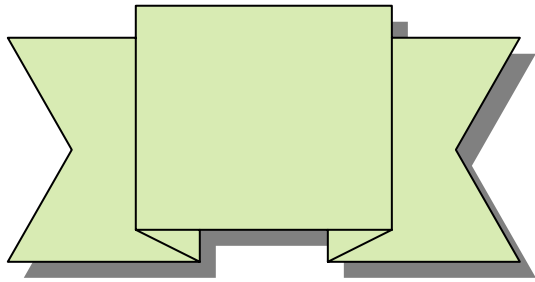
### 基本目標（３）

#### 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会を形成しよう

##### 基本的施策

- 高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり
- 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 生涯を通じた男女の健康の支援





## 第3章

---

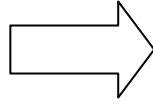
### 計画の体系

## 基本目標

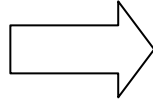
## 基本的施策

(1)

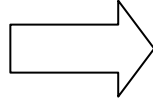
男女共同参画を進める社会をつくろう



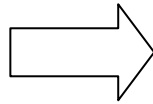
政策・方針決定の場への女性の参画を拡大



男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実



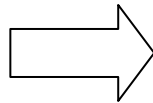
地域における男女共同参画の推進



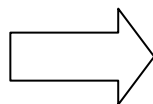
男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

(2)

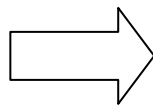
職場、地域、家庭における男女共同参画を実現しよう



職場における男女共同参画の実現



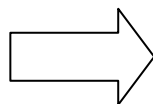
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



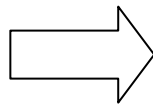
農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

(3)

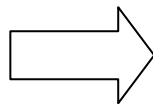
人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会を形成しよう



高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

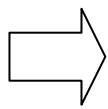


男女間におけるあらゆる暴力の根絶

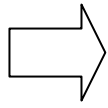


生涯を通じた男女の健康の支援

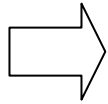
## 具体的施策



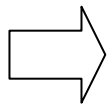
政策、方針決定の場への女性の参画を拡大（登用率の目標：男女の構成比率 各50%）  
自治体、各種団体等の役職登用および指導者の意識改革  
女性の能力開発や意識改革を促す女性リーダー研修会、各種大会への派遣助成



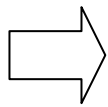
幼児教育・学校教育を通して男女平等意識の育成  
社会教育における学習機会の充実  
男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進  
家庭における平等意識を醸成させるための情報提供と意識啓発



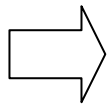
地域社会の固定的性別役割分担意識や慣習の見直し（広報、啓発活動）  
自治会、各種団体の役員等への女性の登用（自治会などでの取組と女性役員の活動事例の紹介、取組自治会への支援）  
女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備  
地域、ボランティア活動等における男女共同参画の促進  
各種団体における啓発活動や情報発信の促進  
防災・復興分野における男女共同参画の推進



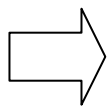
男性にとっての男女共同参画の理解の促進  
男性の家庭生活・地域活動への参画の推進  
子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進  
子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備



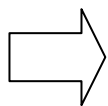
職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保  
職場における育児・介護休業制度の導入促進啓発・広報  
女性の職業能力開発機会の充実  
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進



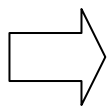
仕事と生活の調和についての理解の促進（取組事例などの紹介）  
家事、育児、介護等における男女共同参画の促進  
多様な保育ニーズへの対応（延長保育、乳児保育、一時預かり、障がい児保育、病後時保育、休日保育、求職中の入所受入）  
子育て支援センターの充実  
放課後児童クラブ（学童保育）の充実  
子育て相談事業の充実



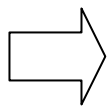
女性の経営方針決定の場への参画促進  
女性の経済的地位の向上  
女性グループなどの地域活動、生産活動への支援  
農業経営等家族経営における共同参画の促進（家族経営協定の促進）



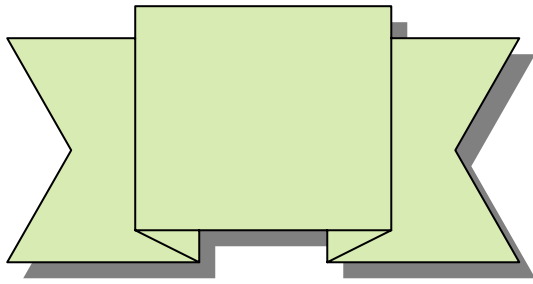
福祉サービスの充実  
地域福祉活動の促進  
シルバー人材センターへの参加促進  
ひとり親家庭への経済面の自立支援



男女間における暴力の発生を防ぐ環境づくり  
被害者・加害者に対する相談、カウンセリング等救済のための相談窓口の周知及び関係機関との連携



性と生殖に関する権利の確立  
生涯を通じた男女の健康管理・健康保持増進対策の推進



## 第4章

---

### 5か年の最重点目標

男女共同参画を推進するための10の重点目標の内、審議会の中で特に緊急性や重要性が高いとされた5項目をこの5か年の最重点目標とします。

## 1 政策・方針決定の場への女性の参画を拡大

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、町は率先して審議会や委員会に女性を積極的に選任するよう取り組みます。

また、コミュニティ、企業や団体等においても女性の活躍の場が広がっていくように、啓発を含めた働きかけを推進します。

(基本目標(1) 基本的施策)

## 2 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

男女平等の意識を育むためには、幼児期から固定的性別役割分担意識にとらわれることのない教育を進める必要があります。特に、子どもは父母の考え方や行動に強く影響を受けるため家庭・地域における人権尊重、男女平等意識の学習、教育の機会の充実を図っていく必要があります。

また、人格形成の最も重要な年齢にある幼児教育・学校教育のあらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに充実していく必要があります。

(基本目標(1) 基本的施策)

## 3 地域における男女共同参画の推進

家庭と共に私たちにとって身近な暮らしの場である地域社会での推進は、男女共同参画の実現にとって重要です。地域では高齢化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状態になっていることから、これらの課題を解決するため、男女共同参画の推進が必要です。

地域における男女共同参画を実現するためには、自治会や各種団体の活動において、これまでのような男性中心の運営から女性の意見が充分反映できるよう、役員や運営委員などに積極的に女性の登用を促進していくことが重要です。

(基本目標(1) 基本的施策)

## 4 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点からとらえ、理解を深めていくことが必要です。

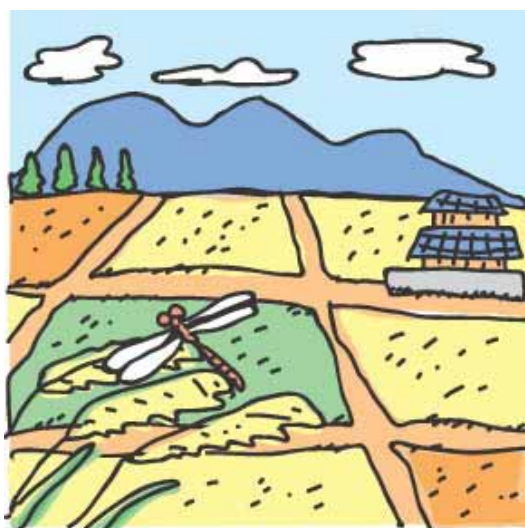
また、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。

(基本目標(1) 基本的施策)

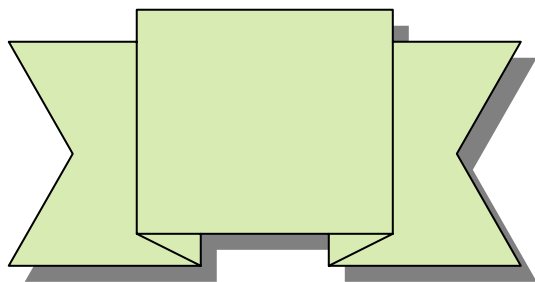
## 5 職場における男女共同参画の実現

男女雇用機会均等法の改正により、雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されたにもかかわらず、企業における募集、採用状況は厳しく、昇進においても、依然として登用が少ない状況にあります。労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、企業への普及啓発を積極的に促進します。

(基本目標(2) 基本的施策)







## 第5章

---

### 計画の内容

#### 基本目標

- (1) 男女共同参画を進める社会をつくろう
- (2) 職場、地域、家庭における男女共同参画を実現しよう
- (3) 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会を形成しよう

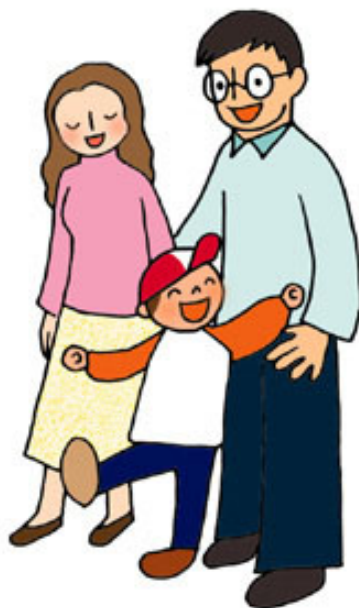
## 基本目標（１）

### 男女共同参画を進める社会をつくろう

「政策等の立案及び決定への共同参画」は、基本法の基本理念の一つであり、大変重要な柱です。女性と男性が社会の対等な構成員として政策、方針決定の場に参画し、女性の意見が反映できるよう、各種審議会、委員会等への女性参画の拡大推進を図るとともに、各種団体等に対し女性の役職登用の啓発を促進します。このため各種研修の機会を充実し、多くの人材を育成していくことが必要です。

また、男女平等は、法の下での平等として憲法にうたわれ、各種の法律や制度の中にも位置づけられていますが、これを地域社会に深く根づかせ事実上の平等を達成するには至っていません。

男女共同参画を実現するためには、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが大切です。そのため幼児期から家庭、学校、地域社会などあらゆる分野で教育や学習の充実を図り、性別に基づく固定的役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした互いに思いやりのある男女平等観の形成を促進します。



## 基本目標（１） - 基本的施策

### 政策・方針決定の場への女性の参画を拡大

#### 【現状と課題】

女性の社会参加は進んできているにもかかわらず、政策・方針決定の場への女性の参画は、充分とはいえない状況です。また、行政機関の各種審議会、委員会への女性の登用はその自治体の男女平等意識の成熟度の一つの指標であると言われてしています。行政施策の対象の半数は女性であり、女性の意見や考え方をあらゆる分野に反映させることは、女性の能力開発や地位向上だけでなく、男女共に多様な生き方を選択できることにつながるため、女性の議会、審議会、自治体、各種団体の政策、方針決定の場への参画を積極的に進めていくことが必要です。

町では、委員会・審議会の委員の登用時における事前協議の仕組、公募選考における女性の積極的な応募の促進、充て職の緩和（代表者以外の推薦）などにより積極的に女性の登用を推進します。

また、参画しやすくするためには、行政、各種団体、事業所等の構成員の意識の改革もしていくことが必要です。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問 1（P38） 問 2（P39） 問 1 2（P43） 問 1 3（P44） 問 1 5（P45）  
問 1 6（P45） 問 1 7（P45）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第 1 5 条 附属機関の委員の構成（P50）

具 体 的 施 策	所管課
政策、方針決定の場への女性の参画を拡大（登用率の目標：男女の構成比率 各 5 0 %）	全庁 総務課 政策企画課
自治体、各種団体等の役職登用	
自治体、各種団体等の指導者の意識改革	
女性の能力開発や意識改革を促す女性リーダー研修会、各種大会への派遣助成	

## 基本目標（１） - 基本的施策

### 男女共同参画の理解を広げる広報啓発、学習機会の充実

#### 【現状と課題】

男女平等の意識を育むためには、幼児期から性別にとらわれない教育を進める必要があります。特に、子どもは父母の考え方や行動に強く影響を受けるため家庭・地域などにおける人権尊重、男女平等意識の学習、教育の機会の充実に図っていく必要があります。

また、人格形成の最も重要な年齢にある幼児教育・学校教育のあらゆる場で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに充実していく必要があります。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問１（P38） 問２（P39） 問３（P39）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第10条 理解を深めるための措置 （P50）

具体的施策	所管課
幼児教育・学校を通して男女平等意識の育成	教育総務課 生涯学習課 中央公民館
社会教育における学習機会の充実	
男女共同参画の理解を広げる広報・啓発の推進	
家庭における平等意識を醸成させるための情報提供と意識啓発	

## 基本目標（１） - 基本的施策

### 地域における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

家庭と共に私たちにとって身近な暮らしの場である地域社会での推進は、男女共同参画の実現にとって重要です。地域では高齢化、過疎化の進行や、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状態になっていることから、これらの課題を解決するため、男女共同参画の推進が必要です。

男女共同参画社会の実現のためには、自治会、各種団体等の地域活動において、男性中心の運営から脱却し、女性の意見が十分に反映できるよう指導者層への女性の登用を促進していくことが重要です。しかし、一方ではボランティア、社会福祉等の地域における活動については、女性が中心であり、男性の参画を促進していく必要があります。これらの活動を促進するためには、女性も男性も固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識を深め、社会の制度や慣行等を是正していく啓発、広報活動の充実が求められます。

地域社会は老若男女で構成されています。だれもが住みやすいまちづくりを行うため、老若男女の区別なく、誰もが参加しやすい地域活動を推進していくことが必要です。

また、防災・復興分野については、女性、子育て、高齢者などのニーズを考慮し女性の視点を活かした自主防災組織の構築や活動の促進を図ることが必要です。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問 1（P38） 問 2（P39） 問 5（P41） 問 6（P42） 問 1 2（P43）

問 1 3（P44） 問 1 6（P45）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

具体的施策	所管課
地域社会の固定的性別役割分担意識や慣習の見直し（広報、啓発活動）	全 庁
自治会、各種団体の役員等への女性の登用（自治会などでの取組と女性役員の活動事例の紹介、取組自治会への支援）	
女性が地域活動に参加しやすい支援態勢の整備	
地域、ボランティア活動等における男女共同参画の促進	
各種団体における啓発活動や情報発信の促進	
防災・復興分野における男女共同参画の推進	

## 基本目標（１） - 基本的施策

### 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず、男性にとっても暮らしやすい社会です。

しかし、男女共同参画は、女性の問題として認識されることが多く、男性は、自分の問題としてとらえる意識が低いのが現状です。

また、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識が根強く、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭や地域活動への参画が進んでいないのが現状です。

多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、「男性が生計の担い手である」、「男性は弱音をはいてはならない」といった男性自身の性別役割分担意識のもたらす負担感が軽減され、男性にとっても暮らしやすい社会となるものです。長時間労働の抑制等働き方の見直しにより、男性の家庭生活や地域活動への参画を進めることが必要です。男性の家庭生活への参画は、子どもに対しても、男女がともに助け合って暮らしていこうという意識の育成につながります。

また、固定的性別役割分担意識にとらわれない、人材を育成するため、子どもの時から調理等の経験をしていくことが大切であります。次代を担う子どもたちが、個性と能力を發揮できるよう育ていくために、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような取組を進めることが必要です。

さらに、ひとり親家庭の子どもや虐待などの被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要です。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問１（P38） 問２（P39） 問３（P39） 問４（P39） 問５（P41）  
問６（P42）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第１４条 家庭生活における活動とその他の活動との両立支援 （P50）

具体的施策	所管課
男性にとっての男女共同参画の理解の促進	健康推進課 教育総務課 中央公民館
男性の家庭生活・地域活動への参画の推進	
子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	
子どもの健やかな成長と安全・安心な社会の整備	

## 基本目標（２）

### 職場、地域、家庭における男女共同参画を実現しよう

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、職場、家庭、地域活動等にバランスをとって参画できる環境づくりが重要です。

少子化・超高齢化が進行する中で、仕事と育児・介護を両立できるようにすることは、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域においても男女が共に責任を持ち、積極的に地域活動に参画していくことができる環境づくりが必要です。



## 基本目標（２） - 基本的施策

### 職場における男女共同参画の実現

#### 【現状と課題】

平成11年4月の男女雇用機会均等法の改正により、募集、採用、配置、昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されたにもかかわらず、企業における募集、採用状況は厳しく、昇進においても、依然として登用が少ない状況にあります。平成19年4月からは、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊婦等を理由とする不利益扱いの禁止等を定めた改正男女雇用機会均等法が施行されたこともあり、この規定の一層の定着が図られるよう、企業への普及啓発を積極的に促進することが必要です。

さらに、女性があらゆる分野に進出し、能力を発揮するためには、職業能力の向上を図ることが必要であり、そのための情報提供、相談、新しい知識や技術の習得機会の充実を図るとともに、職域を拡大していかなければなりません。

また、職場での女性に対するセクシャル・ハラスメントは、女性の就業環境の悪化、就業意欲の低下につながり、能力の発揮を阻害するものであり、企業等にセクシャル・ハラスメントが人権問題であるという認識を深め、防止対策の徹底を図るよう、働きかけが必要です。

#### セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて生活環境を悪化させること。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問1（P38） 問2（P39） 問7（P42） 問8（P42） 問9（P43）  
問10（P43）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第6条 事業者の責務 （P49）

第12条 雇用の分野における男女共同参画の推進 （P50）

具体的施策	所管課
職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保	総務課 政策企画課 教育総務課
職場における育児・介護休業制度の導入促進啓発・広報	
女性の職業能力開発機会の充実	
セクシャル・ハラスメント防止対策の推進	



## 基本目標（２） - 基本的施策

### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 【現状と課題】

少子高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものであります。

仕事と生活の調和の実現には、働く場としての企業の理解や取組の促進が必要です。仕事と生活の調和は、個人の生活の充実はもとより、企業においても有能な人材の確保や多様な従業員の定着、生産性の向上、企業イメージ評価の向上など企業にとってもメリットがあります。取組のメリットや取組事例などを紹介し、企業の理解促進を図ることが重要です。

また、少子化が進み、子どもの数が年々減少してきており、親同士の交流や、子ども同士のふれあいを図る必要があります。子育てに対する負担感を緩和し、安心して子育てできる環境の整備が必要です。

#### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

#### 【関連：意識調査(アンケート)結果】

問1 (P38) 問2 (P39) 問4 (P39) 問5 (P41) 問6 (P42)

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第6条 事業者の責務 (P49)

第14条 家庭生活における活動とその他の活動との両立支援 (P50)

具体的施策	所管課
仕事と生活の調和についての理解の促進(取組事例などの紹介)	健康推進課
家事、育児、介護等における男女共同参画の促進	福祉課
多様な保育ニーズへの対応(延長保育、乳児保育、一時預かり、障がい児保育、病後時保育、休日保育、求職中の入所受入)	政策企画課 教育総務課
子育て支援センターの充実	
放課後児童クラブ(学童保育)の充実	
子育て相談事業の充実	

## 基本目標（２） - 基本的施策

# 農林水産業・商工業等の自営業における男女共同参画の確立

### 【現状と課題】

農林水産業、商工業等の自営業において、女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、固定的性別役割分担意識や慣行のため、労働に対して適正な評価と働きに応じた収入の確保が難しく、また、経営や方針決定過程への参加も進んでいない状況にあります。対等なパートナーとして男性とともに経営に参画していくことが必要です。

また、農林水産業、商工業等の自営業は、家族経営が多く、労働時間や休日が不規則であり、就業条件の整備を図っていかねばなりません。このため、誰もが充実感をもって働けるよう各世帯員相互のルールとしての 家族経営協定の締結の普及が重要となります。

また、女性自身の参画意識を高め、男性や地域の意識改革を進めて能力のある人の適正な評価をし、各種団体の役員として、方針決定過程への参画を促進していかねばなりません。

さらに、女性グループなどの地域活動や生産活動などへの支援を通じ、女性の経済的地位の向上を図ることも必要です。様々な分野で女性が活躍することは、地域社会や経済の活性化につながります。

### 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定のこと。

### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問 1（P38） 問 2（P39） 問 8（P42） 問 10（P43）

### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

具体的施策	所管課
女性の経営方針決定の場への参画促進	産業振興課 農業委員会
女性の経済的地位の向上	
女性グループなどの地域活動、生産活動への支援	
農業経営等家族経営における共同参画の促進（家族経営協定の促進）	

## 基本目標（３）

# 人権が尊重され、だれもが健康で安心して暮らせる社会を 形成しよう

男女共同参画社会において個人が自立して生きるための様々な支援、高齢者やひとり親家庭などが安心して暮らせる条件の整備をしていくなど社会全体の対応が必要です。

また、生涯を通じた男女の健康支援に取り組むことが必要です。

男女間におけるあらゆる暴力は、基本的人権を侵害し自由を制約するものであり、根絶を推進するとともに、被害者の救済や保護体制の整備をしていくことが必要です。



## 基本目標（３） - 基本的施策

# 高齢者、ひとり親家庭などが安心して暮らせる社会づくり

### 【現状と課題】

高齢化が進む中、高齢者独居世帯、高齢者世帯が年々増えてきています。高齢者が生きがいをもって安心して暮らせるためには、男女共に長年培ってきた知識や経験、技能を有効に発揮できる活動の機会が確保されていること及び生活基盤、生活環境の整備等が図られていることが大切です。そして、介護については、女性だけの問題ではなく男性の参加を促進するとともに、公的サービスの充実、地域、家庭全体で介護を支える体制づくりが必要です。

高齢化問題は、個人や家庭の責任だけで解決されるものではなく、社会全体で取り組むべき課題として位置づけ、総合的、体系的に施策を推進します。

また、ひとり親家庭については、職業相談、職業指導及び訓練、雇用に対する賃金助成などの就業援助、各種貸付援助等の自立支援対策が重要です。

### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問 17 (P45)

### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

具 体 的 施 策	所管課
福祉サービスの充実	福祉課
地域福祉活動の促進	
シルバー人材センターへの参加促進	
ひとり親家庭への経済面の自立支援	

## 基本目標（３） - 基本的施策

### 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

男女間における暴力は、基本的人権や自由を妨げ侵害するものであり、あらゆる面において、被害者や社会に対して深刻な影響を及ぼします。近年、特に配偶者など身近な人から受ける暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）は、大きな社会問題になっています。また、交際相手からの暴力（デートDV）も、問題となっております。その背景として、固定的性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など古くから残る社会構造が原因であると考えられます。

男女間における暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であり、決して許されるものではありません。これをなくすための意識啓発の推進を図ります。

#### DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のことをいう。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

問 1 1 （P 43）

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

第 7 条 性別により権利侵害の禁止 （P 49）

具 体 的 施 策	所管課
男女間における暴力の発生を防ぐ環境づくり	福祉課
被害者・加害者に対する相談、カウンセリング等救済するための相談窓口の周知及び関係機関との連携	政策企画課 中央公民館

## 基本目標（３） - 基本的施策

### 生涯を通じた男女の健康の支援

#### 【現状と課題】

男女が互いの性を尊重し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を認め合う社会において、女性は妊娠、出産、更年期の健康管理等の問題を抱え、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、生涯を通じて社会全体で保護していくことが必要です。

各年齢に応じた性教育は、母性保護の面からも大切であり、特に性感染症予防、望まない妊娠を防止するためにも思春期への対応は重要です。安全な妊娠・出産ができる環境づくりを推進することはもちろん、多様な生き方をするために、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、自分自身の身体や健康に関わることに自己決定できる環境づくりを推進します。

また、男女の生涯を通じて健康を支援していくためには、健康診査、健康教室（薬害教育等）、健康相談等の充実を図ることが必要です。

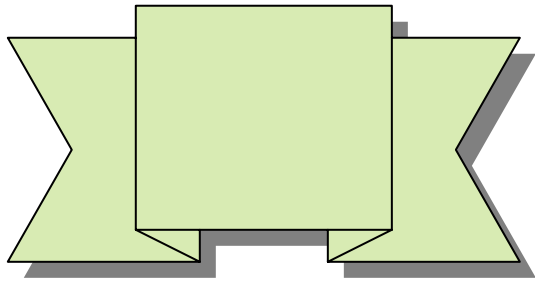
#### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

性と生殖に関する女性の健康、生命の安全を、女性のライフサイクルをとおして権利としてとらえようという概念。

#### 【関連：意識調査（アンケート）結果】

#### 【関連：北栄町男女共同参画推進条例条文】

具体的施策	所管課
性と生殖に関する権利の確立	健康推進課
生涯を通じた男女の健康管理・健康保持増進対策の推進	教育総務課



## 第6章

---

### 計画の推進体制

## 計画の推進体制

この計画の推進を図るためには、行政の取組はもとより、民間団体、女性団体、企業、関係機関、老若男女を問わず、すべての地域住民が連携を図り、実現に向けて理解と協力を得ながら進めていくことが必要です。

### 1 推進体制及び計画の進行管理

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるように努め、男女共同参画社会づくりに向けて施策を総合的、体系的に推進することが必要です。

#### (1) 庁内における推進体制

- ・ 庁内の課長等で構成する「北栄町男女共同参画行政推進会議」を組織し、調査研究しながら地域の特性や実情にあった施策を企画立案し、全庁をあげて取り組みます。
- ・ 毎年、具体的な事業実施状況を取りまとめて進捗状況を把握し、点検・評価を行い、進行管理を行います。

#### (2) 計画の進行管理

- ・ 男女共同参画審議会において、進行管理を行うとともに進捗状況を公表することにより、広く町民の意見を求めます。

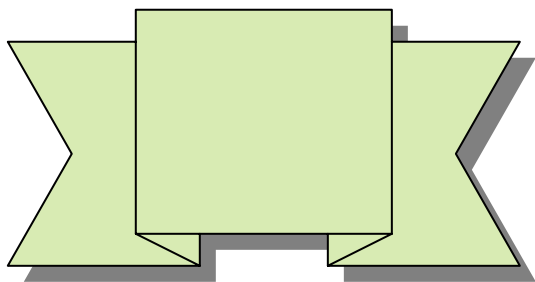
### 2 町民、関係機関、民間団体等との連携強化

この計画を効果的に推進するために、町民、民間団体、女性団体、商工会、企業等関係機関との連携、協力体制の充実に努めます。

### 3 活動拠点の施設の有効活用

活動拠点である北条女性集会室（北栄町中央公民館内）、大栄男女共同参画交流室（北栄町中央公民館大栄分館内）の施設を有効活用し、男女共同参画社会実現に向けて地域住民の意識改革や主体的な活動を推進します。





## 参考資料

---

- 男女共同参画意識調査結果
- 関係法令
  - 北栄町男女共同参画推進条例
  - 鳥取県男女共同参画推進条例
  - 男女共同参画社会基本法
- 北栄町男女共同参画審議会委員名簿

# 北栄町男女共同参画基本計画策定に係る町民意識調査の概要

## 1. 調査目的

男女共同参画に関する町民の意識、意見等を把握し、第2次北栄町男女共同参画計画を策定するための基礎資料とする。

## 2. 調査の方法

(1) 調査対象 町内に在住する20歳以上80歳未満の男女

(2) 調査対象者 900人(男女450人ずつ)

・20代 150人(男75人・女75人)

・30代 150人(男75人・女75人)

・40代 150人(男75人・女75人)

・50代 150人(男75人・女75人)

・60代 150人(男75人・女75人)

・70代 150人(男75人・女75人)

(3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為に抽出

(4) 調査方法 郵送

(5) 調査時期 平成23年10月12日～平成23年10月31日

(6) 調査広報 告知放送・TCC文字放送

## 3. 回収結果

・配布数 900人

・有効回収数 355人

・回収率 39.44%

## 4. 意識調査の検討

調査の実施にあたり、本町の現状を把握し、より効果的な調査、分析を行うため、男女共同参画審議会にて調査票の内容について検討をした。

## 北栄町男女共同参画意識調査 結果の概要

### 問1 各分野における男女の地位の平等感

- ・「学校教育」の分野では男女の地位の平等感（72.4%）が突出して高い。
- ・「学校教育」「法律・制度」以外の分野では、平等よりも男性優遇と考える割合が高い。
- ・全般的に、女性の方が男性優遇の考えが強い。
- ・前回との比較では、いずれの分野においても男性優遇と考える割合が減少する傾向にある。一方、平等と考える割合は増加しており、平等感は徐々に高まりつつある。

### 問2 男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なこと

- ・「互いの個性・能力を認め、補い合っている認識を持つ」（65.2%）ことが、男女とも突出して高い。

### 問3 性別によって男女の役割を決める考え方について

- ・女性では反対群が賛成群を上回り、男性では賛成群が反対群を上回っている。

### 問4 家庭の仕事の分担について

#### 【家庭の仕事の分担状況】

- ・「地域活動、自治会」を除き、女性が大半を担っている。

#### 【分担の経緯と満足度】

- ・分担の理由は「自分がやるのが自然だから」が男女ともに多いが、女性の4割が現状に満足している一方で3割が不満を感じている。一方、男性の6割は満足しており、不満を感じる人は少ない。

### 問5 仕事と生活の調和に関する希望と現実

- ・理想としている生活と現状にはギャップが見られる。
- ・全体、男女ともに約3割の人が仕事と生活の調和を望んでいるのに対し、実現している人は1割に満たない。
- ・現実では、男性が「仕事」（31.1%）、女性が「家庭生活」（28.9%）、「仕事」及び「家庭生活」（28.3%）を優先している割合が高い。

### 問6 男性が女性とともに家事等に参加するために必要なこと

- ・「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」（58.3%）の割合が最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」（44.9%）が続く。

#### 問7 女性の働き方についての考え方

- ・子どもができて職業を持ち続ける「継続型」(56.0%)が、子どもが大きくなったら再び職業を持つ「再就職型」(28.3%)の割合を上回っている。
- ・「継続型」の割合は女性の方が高い。
- ・前回との比較では、「継続型」が増加しており、女性の「再就職型」は減少している。

#### 問8 職場での女性の働き方について

- ・「男女という性別に関わりなく能力によって仕事を与えられるべきである」(79.2%)ことが、男女とも突出して高い。

#### 問9 女性が生涯仕事を続けていくことを難しくしている原因

- ・「続けていけるような適当な職場や仕事が地元がない」(39.9%)、「保育所、学童保育などの育児に対する社会的な支援サービスが不十分」(35.3%)「家事や育児、介護に関する夫の協力がいない」(34.4%)の順に高い。

#### 問10 女性の職場進出の促進に必要な条件整備

- ・「結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及・充実」(64.3%)ことが、男女とも突出して高い。

#### 問11 ドメスティック・バイオレンス被害の経験と相談

- ・女性で20人に1人、男性で138人に1人が、この5年の間にDVの被害を受けたことがあると答えている。
- ・過去に受けたことがあると答えた人を含めると、被害経験があると答えたのは女性のおよそ6人に1人、男性の35人に1人となる。

#### 問12 自治会など団体の会長や役員を要請された場合の対応

- ・男女とも、「出来れば引き受けたくはないが、やむを得ず引き受ける」を含め、引き受けるが7割となっている。

#### 問13 自治会など団体の会長や役員に女性になることについて

- ・「男女という性別に関わりなく能力によって仕事を与えられるべきである」(67.4%)が、突出して高い。特に男性の方が、女性より2割強高くなっている。

#### 問14 用語の認知度

- ・「男女共同参画社会」を知っている人は66.7%で、県の調査54.1%を上回っている。

#### 問15 町の政策についての女性の意見や考え方の反映度

- ・「ある程度反映されている」と「わからない」がそれぞれ4割と割合が高い。

#### 問16 企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由

- ・男女ともに「家庭での負担が大きい」(52.4%)の割合が最も高く、次いで「女性自身の積極性が不十分であるため」(46.8%)、「男性優位の組織運営」(42.4%)が続く。

#### 問17 男女共同参画社会実現のために行政が力を入れるべきこと

- ・「機会均等や働きやすい環境整備を進める企業の取組支援」(42.9%)、「子育てや介護中の継続就業支援」(36.3%)、「保育の施設・サービスや子育て支援を充実」(31.0%)、「男女共同参画の視点から、慣習の見直しや広報・啓発の推進」(31.0%)の順に高い。

## 北栄町男女共同参画基本計画策定に係る町民意識調査結果

### 回答者の属性

#### 1 性別

	人数	構成比
女性	191	53.8%
男性	152	42.8%
無回答	12	3.4%
合計	355	100.0%

#### 2 年齢階層

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
20～29歳	18	9.4%	13	8.6%	1	8.3%	32	9.0%
30～39歳	30	15.7%	19	12.5%	0	0.0%	49	13.8%
40～49歳	37	19.4%	25	16.4%	0	0.0%	62	17.5%
50～59歳	36	18.8%	29	19.1%	0	0.0%	65	18.3%
60～69歳	39	20.4%	37	24.3%	2	16.7%	78	22.0%
70～79歳	31	16.2%	28	18.4%	2	16.7%	61	17.2%
無回答	0	0.0%	1	0.7%	7	58.3%	8	2.3%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

#### 3 自身の職業

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
勤め人(正規)	55	28.8%	53	34.9%	2	16.7%	110	31.0%
勤め人(非正規)	40	20.9%	15	9.9%	0	0.0%	55	15.5%
農林漁業	19	9.9%	28	18.4%	0	0.0%	47	13.2%
自営・自由・家業	12	6.3%	17	11.2%	1	8.3%	30	8.5%
家事専業	26	13.6%	1	0.7%	0	0.0%	27	7.6%
その他	4	2.1%	6	3.9%	1	8.3%	11	3.1%
学生	2	1.0%	1	0.7%	0	0.0%	3	0.8%
無職	29	15.2%	29	19.1%	1	8.3%	59	16.6%
無回答	4	2.1%	2	1.3%	7	58.3%	13	3.7%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

#### 4 配偶者の状況

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
未婚である	22	11.5%	23	15.1%	1	8.3%	46	13.0%
結婚している	143	74.9%	116	76.3%	4	33.3%	263	74.1%
結婚していたが離別・死別した	26	13.6%	13	8.6%	1	8.3%	40	11.3%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	6	50.0%	6	1.7%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

## 5 配偶者の職業

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
勤め人(正規)	66	34.6%	23	15.1%	0	0.0%	89	25.1%
勤め人(非正規)	5	2.6%	21	13.8%	1	8.3%	27	7.6%
農林漁業	28	14.7%	14	9.2%	0	0.0%	42	11.8%
自営・自由・家業	15	7.9%	9	5.9%	0	0.0%	24	6.8%
家事専業	1	0.5%	19	12.5%	0	0.0%	20	5.6%
その他	1	0.5%	1	0.7%	0	0.0%	2	0.6%
学生	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無職	25	13.1%	29	19.1%	2	16.7%	56	15.8%
無回答	50	26.2%	36	23.7%	9	75.0%	95	26.8%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

## 6 世帯類型

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
単身世帯	10	5.2%	9	5.9%	0	0.0%	19	5.4%
単身世帯(赴任)	0	0.0%	2	1.3%	0	0.0%	2	0.6%
一世代世帯	27	14.1%	30	19.7%	1	8.3%	58	16.3%
二世代世帯	85	44.5%	64	42.1%	1	8.3%	150	42.3%
三世代世帯	54	28.3%	41	27.0%	3	25.0%	98	27.6%
その他の世帯	11	5.8%	4	2.6%	0	0.0%	15	4.2%
無回答	4	2.1%	2	1.3%	7	58.3%	13	3.7%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

## 7 子どもの成長段階

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
未就学児	22	10.1%	18	10.2%	0	0.0%	40	9.9%
小学生	22	10.1%	20	11.4%	0	0.0%	42	10.4%
中学生・高校生	25	11.5%	14	8.0%	0	0.0%	39	9.6%
その他	107	49.3%	88	50.0%	5	41.7%	200	49.4%
子どもはいない	34	15.7%	35	19.9%	1	8.3%	70	17.3%
無回答	7	3.2%	1	0.6%	6	50.0%	14	3.5%
合計	217	100.0%	176	100.0%	12	100.0%	405	100.0%

## 8 居住年数

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
生まれてからずっと	29	15.2%	44	28.9%	2	16.7%	75	21.1%
1年未満	4	2.1%	3	2.0%	0	0.0%	7	2.0%
1年以上3年未満	2	1.0%	1	0.7%	0	0.0%	3	0.8%
3年以上5年未満	6	3.1%	3	2.0%	0	0.0%	9	2.5%
5年以上10年未満	13	6.8%	10	6.6%	0	0.0%	23	6.5%
10年以上20年未満	35	18.3%	14	9.2%	1	8.3%	50	14.1%
20年以上	100	52.4%	76	50.0%	3	25.0%	179	50.4%
無回答	2	1.0%	1	0.7%	6	50.0%	9	2.5%
合計	191	100.0%	152	100.0%	12	100.0%	355	100.0%

問2、問4-1、問6～問10、問13、問16～問17のその他の具体的な回答と、問18の自由回答に対し、多くの記載をいただきました。ここでは紙面の都合上、数多く寄せられたものや異なる視点でのご意見など、一部を要約のうえ掲載します。

**男女平等について**

問1 次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか、～の項目それぞれについて、あてはまるものを選んでください。

平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査より

**学校教育で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	1.0%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	6	3.4%	6	4.1%	0	0.0%	12	3.6%	7.7%
平等である	132	74.2%	102	68.9%	10	90.9%	244	72.4%	70.5%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	2	1.1%	5	3.4%	0	0.0%	7	2.1%	1.6%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.3%	0.1%
わからない	37	20.8%	34	23.0%	1	9.1%	72	21.4%	19.1%
無回答	13	-	4	-	1	-	18	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	178	100.0%	148	100.0%	11	100.0%	337	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**職場で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	12	6.6%	10	6.8%	1	9.1%	23	6.8%	8.6%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	85	47.0%	67	45.3%	4	36.4%	156	45.9%	48.6%
平等である	55	30.4%	37	25.0%	5	45.5%	97	28.5%	29.4%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	5	2.8%	8	5.4%	0	0.0%	13	3.8%	5.6%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	4	2.7%	0	0.0%	4	1.2%	0.4%
わからない	24	13.3%	22	14.9%	1	9.1%	47	13.8%	11.7%
無回答	10	-	4	-	1	-	15	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	181	100.0%	148	100.0%	11	100.0%	340	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**家庭生活で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	20	11.2%	7	4.7%	1	8.3%	28	8.2%	9.0%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	78	43.6%	55	36.7%	3	25.0%	136	39.9%	42.2%
平等である	67	37.4%	58	38.7%	5	41.7%	130	38.1%	36.0%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	4	2.2%	15	10.0%	2	16.7%	21	6.2%	5.8%
女性のほうが非常に優遇されている	1	0.6%	1	0.7%	1	8.3%	3	0.9%	0.8%
わからない	9	5.0%	14	9.3%	0	0.0%	23	6.7%	6.1%
無回答	12	-	2	-	0	-	14	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	179	100.0%	150	100.0%	12	100.0%	341	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**自治会や地域活動の場で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	16	8.6%	1	0.7%	1	8.3%	18	5.2%	7.1%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	68	36.8%	47	31.3%	5	41.7%	120	34.6%	39.8%
平等である	64	34.6%	73	48.7%	3	25.0%	140	40.3%	33.9%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	8	4.3%	15	10.0%	1	8.3%	24	6.9%	4.5%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.5%
わからない	29	15.7%	14	9.3%	2	16.7%	45	13.0%	14.2%
無回答	6	-	2	-	0	-	8	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	185	100.0%	150	100.0%	12	100.0%	347	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**政治や行政の政策・方針決定の場で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	28	15.1%	6	4.1%	0	0.0%	34	9.9%	14.2%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	77	41.6%	66	44.6%	5	45.5%	148	43.0%	45.2%
平等である	41	22.2%	46	31.1%	3	27.3%	90	26.2%	20.8%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	3	1.6%	6	4.1%	0	0.0%	9	2.6%	2.2%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.2%
わからない	36	19.5%	24	16.2%	3	27.3%	63	18.3%	17.4%
無回答	6	-	4	-	1	-	11	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	185	100.0%	148	100.0%	11	100.0%	344	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**法律や制度の上で**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	10	5.4%	1	0.7%	0	0.0%	11	3.2%	6.1%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	72	39.1%	31	20.5%	3	30.0%	106	30.7%	26.9%
平等である	54	29.3%	80	53.0%	3	30.0%	137	39.7%	39.9%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	9	4.9%	16	10.6%	1	10.0%	26	7.5%	6.7%
女性のほうが非常に優遇されている	1	0.5%	0	0.0%	1	10.0%	2	0.6%	0.9%
わからない	38	20.7%	23	15.2%	2	20.0%	63	18.3%	19.5%
無回答	7	-	1	-	2	-	10	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	184	100.0%	151	100.0%	10	100.0%	345	100.0%	100.0%

H 2 1 県



社会通念・習慣やしきたりなどで

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	38	20.5%	9	6.0%	2	16.7%	49	14.1%	18.6%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	104	56.2%	83	55.3%	7	58.3%	194	55.9%	58.1%
平等である	21	11.4%	32	21.3%	2	16.7%	55	15.9%	12.0%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	4	2.2%	6	4.0%	0	0.0%	10	2.9%	1.9%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.2%
わからない	18	9.7%	20	13.3%	1	8.3%	39	11.2%	9.2%
無回答	6	-	2	-	0	-	8	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	185	100.0%	150	100.0%	12	100.0%	347	100.0%	100.0%

H 2 1 県

社会全体として

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性のほうが非常に優遇されている	12	6.6%	2	1.4%	2	16.7%	16	4.7%	4.7%
どちらかといえば男性のほうが優遇されている	111	60.7%	75	51.4%	4	33.3%	190	55.7%	55.7%
平等である	30	16.4%	41	28.1%	4	33.3%	75	22.0%	22.0%
どちらかといえば女性のほうが優遇されている	2	1.1%	10	6.8%	1	8.3%	13	3.8%	3.8%
女性のほうが非常に優遇されている	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.3%	0.3%
わからない	28	15.3%	17	11.6%	1	8.3%	46	13.5%	13.5%
無回答	8	-	6	-	0	-	14	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	183	100.0%	146	100.0%	12	100.0%	341	100.0%	100.0%

問2 あなたは、男女が平等な立場で協力しあっていくためには、どんなことが大切だと思いますか、次の中から3つまで選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど積極的に能力の向上を図る	32	17.5%	22	16.1%	2	18.2%	56	16.9%	22.8%
男性自身が生活者としての家事能力を身につける	37	20.2%	33	24.1%	4	36.4%	74	22.4%	20.5%
男女がお互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという認識を持つ	113	61.7%	88	64.2%	6	54.5%	207	62.5%	65.2%
法律や制度の面で見直しを行い、性差別につながるものを改める	18	9.8%	11	8.0%	0	0.0%	29	8.8%	9.8%
男女平等の視点に立った教育や学習を充実する	27	14.8%	29	21.2%	2	18.2%	58	17.5%	13.6%
性別による様々な社会通念・慣習・しきたりを改める	44	24.0%	30	21.9%	2	18.2%	76	23.0%	25.9%
家事・子育て・介護・地域活動についても、重要性を認識する	61	33.3%	36	26.3%	3	27.3%	100	30.2%	28.8%
会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる	56	30.6%	30	21.9%	4	36.4%	90	27.2%	27.6%
女性の就業・社会参加を支援する施設やサービスの向上	28	15.3%	14	10.2%	2	18.2%	44	13.3%	13.7%
労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方が選べる	36	19.7%	33	24.1%	1	9.1%	70	21.1%	21.6%
行政や企業などの指導的立場の人が理解を持つ	22	12.0%	22	16.1%	2	18.2%	46	13.9%	19.4%
雇用形態・労働条件に男女の区別があれば、同等にする	24	13.1%	19	13.9%	1	9.1%	44	13.3%	13.4%
行政や企業などの役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実する	24	13.1%	18	13.1%	1	9.1%	43	13.0%	8.9%
その他(具体的に: )	2	1.1%	4	2.9%	1	9.1%	7	2.1%	1.9%
無回答	8	-	15	-	1	-	24	-	-
合計	532	-	404	-	32	-	968	-	-
回答者数	183	100.0%	137	100.0%	11	100.0%	331	100.0%	100.0%

H 2 1 県

その他の意見(全7件のうち5件を紹介)

結婚、出産後も安心して働ける職場をつくる制度づくり。特に、資格を欧米並みに重視し、転職しても特技が生かせる法律制度をつくってほしい。  
 全ての人、男女平等であるという意識を持つように広める。  
 男女とも、知識・技術を高め、お互いに感謝する心を育てる。  
 すべてあてはまる。女性にとっての男女平等とは何か。すべての人が考えるべき。  
 100%男女平等はあり得ない。昔より男の役割、女の役割というものがある。それを遂行するにあたり男は女を許容する裁量を問われるが、男にそれがどうかどうか我々が小学校にて学んだ「道徳」の内容を再度教育現場に望む。そうすればあえて男女共同参画など言わなくても行動にでるだろう。

家庭生活について

問3 「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について、あなたはどのように思いますか、次の中から1つを選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
賛成	7	4.0%	11	7.7%	1	11.1%	19	5.8%	6.4%
どちらかといえば賛成	34	19.3%	52	36.6%	4	44.4%	90	27.5%	35.3%
どちらかといえば反対	68	38.6%	33	23.2%	3	33.3%	104	31.8%	23.4%
反対	41	23.3%	29	20.4%	0	0.0%	70	21.4%	21.4%
わからない	26	14.8%	17	12.0%	1	11.1%	44	13.5%	13.5%
無回答	15	-	10	-	3	-	28	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	176	100.0%	142	100.0%	9	100.0%	327	100.0%	100.0%

H 2 1 県

問4 単身世帯以外のかたにおたずねします。次のような家庭の仕事は、どなたが担当されていますか、～ の項目それぞれについて、あてはまるものに をつけてください。

食事のしたく

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	105	64.0%	5	4.0%	3	33.3%	113	38.0%	39.2%
どちらかといえば自分	25	15.2%	5	4.0%	1	11.1%	31	10.4%	9.3%
配偶者と同じ程度分担	7	4.3%	6	4.8%	1	11.1%	14	4.7%	4.0%
どちらかといえば配偶者	4	2.4%	20	16.1%	3	33.3%	27	9.1%	8.1%
ほとんど配偶者	2	1.2%	68	54.8%	0	0.0%	70	23.6%	24.8%
親や子どもなど他の家族	21	12.8%	20	16.1%	1	11.1%	42	14.1%	14.3%
該当する世話や活動がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
無回答	27	-	28	-	3	-	58	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	164	100.0%	124	100.0%	9	100.0%	297	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**食事の片づけ**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	99	60.4%	10	8.0%	3	33.3%	112	37.6%	37.4%
どちらかといえば自分	30	18.3%	4	3.2%	2	22.2%	36	12.1%	12.1%
配偶者と同じ程度分担	11	6.7%	12	9.6%	1	11.1%	24	8.1%	8.3%
どちらかといえば配偶者	6	3.7%	24	19.2%	3	33.3%	33	11.1%	9.9%
ほとんど配偶者	3	1.8%	57	45.6%	0	0.0%	60	20.1%	19.7%
親や子どもなど他の家族	15	9.1%	18	14.4%	0	0.0%	33	11.1%	12.3%
該当する世話や活動がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
無回答	27	-	27	-	3	-	57	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	164	100.0%	125	100.0%	9	100.0%	298	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**洗濯**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	98	60.1%	11	8.9%	3	33.3%	112	38.0%	40.1%
どちらかといえば自分	28	17.2%	4	3.3%	2	22.2%	34	11.5%	8.3%
配偶者と同じ程度分担	5	3.1%	10	8.1%	1	11.1%	16	5.4%	7.0%
どちらかといえば配偶者	6	3.7%	14	11.4%	3	33.3%	23	7.8%	7.6%
ほとんど配偶者	4	2.5%	64	52.0%	0	0.0%	68	23.1%	24.7%
親や子どもなど他の家族	22	13.5%	20	16.3%	0	0.0%	42	14.2%	11.9%
該当する世話や活動がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.4%
無回答	28	-	29	-	3	-	60	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	163	100.0%	123	100.0%	9	100.0%	295	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**掃除**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	95	59.0%	9	7.3%	4	44.4%	108	36.9%	35.9%
どちらかといえば自分	29	18.0%	6	4.9%	2	22.2%	37	12.6%	13.1%
配偶者と同じ程度分担	11	6.8%	16	13.0%	2	22.2%	29	9.9%	9.8%
どちらかといえば配偶者	6	3.7%	29	23.6%	1	11.1%	36	12.3%	10.0%
ほとんど配偶者	2	1.2%	46	37.4%	0	0.0%	48	16.4%	19.0%
親や子どもなど他の家族	18	11.2%	17	13.8%	0	0.0%	35	11.9%	11.6%
該当する世話や活動がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.5%
無回答	30	-	29	-	3	-	62	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	161	100.0%	123	100.0%	9	100.0%	293	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**日常の買い物**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	90	55.6%	5	4.0%	2	22.2%	97	32.8%	37.4%
どちらかといえば自分	27	16.7%	8	6.4%	0	0.0%	35	11.8%	12.8%
配偶者と同じ程度分担	19	11.7%	19	15.2%	3	33.3%	41	13.9%	10.4%
どちらかといえば配偶者	4	2.5%	26	20.8%	2	22.2%	32	10.8%	12.2%
ほとんど配偶者	2	1.2%	48	38.4%	1	11.1%	51	17.2%	15.5%
親や子どもなど他の家族	20	12.3%	19	15.2%	1	11.1%	40	13.5%	10.9%
該当する世話や活動がない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.7%
無回答	29	-	27	-	3	-	59	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	162	100.0%	125	100.0%	9	100.0%	296	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**小さい子どもの世話**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	43	28.9%	1	1.0%	2	25.0%	46	17.9%	16.4%
どちらかといえば自分	21	14.1%	1	1.0%	0	0.0%	22	8.6%	8.5%
配偶者と同じ程度分担	10	6.7%	14	14.0%	2	25.0%	26	10.1%	7.0%
どちらかといえば配偶者	0	0.0%	23	23.0%	1	12.5%	24	9.3%	7.9%
ほとんど配偶者	1	0.7%	15	15.0%	0	0.0%	16	6.2%	9.2%
親や子どもなど他の家族	7	4.7%	8	8.0%	1	12.5%	16	6.2%	5.8%
該当する世話や活動がない	67	45.0%	38	38.0%	2	25.0%	107	41.6%	45.2%
無回答	42	-	52	-	4	-	98	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	149	100.0%	100	100.0%	8	100.0%	257	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**介護の必要な高齢者・病人の世**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	29	19.2%	4	4.1%	1	12.5%	34	13.2%	12.9%
どちらかといえば自分	15	9.9%	2	2.0%	0	0.0%	17	6.6%	7.1%
配偶者と同じ程度分担	10	6.6%	8	8.2%	2	25.0%	20	7.8%	5.3%
どちらかといえば配偶者	2	1.3%	13	13.3%	0	0.0%	15	5.8%	5.1%
ほとんど配偶者	1	0.7%	13	13.3%	1	12.5%	15	5.8%	6.8%
親や子どもなど他の家族	7	4.6%	8	8.2%	1	12.5%	16	6.2%	6.0%
該当する世話や活動がない	87	57.6%	50	51.0%	3	37.5%	140	54.5%	56.8%
無回答	40	-	54	-	4	-	98	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	151	100.0%	98	100.0%	8	100.0%	257	100.0%	100.0%

H 2 1 県

地域の活動、自治会・町内会

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	24	14.7%	36	29.5%	2	25.0%	62	21.2%	21.0%
どちらかといえば自分	21	12.9%	24	19.7%	1	12.5%	46	15.7%	17.6%
配偶者と同じ程度分担	35	21.5%	19	15.6%	1	12.5%	55	18.8%	16.2%
どちらかといえば配偶者	33	20.2%	15	12.3%	0	0.0%	48	16.4%	14.2%
ほとんど配偶者	17	10.4%	8	6.6%	2	25.0%	27	9.2%	11.1%
親や子どもなどの家族	23	14.1%	16	13.1%	2	25.0%	41	14.0%	12.9%
該当する世話や活動がない	10	6.1%	4	3.3%	0	0.0%	14	4.8%	7.0%
無回答	28	-	30	-	4	-	62	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	163	100.0%	122	100.0%	8	100.0%	293	100.0%	100.0%

H 2 1 県

子どもの学校の活動・行事

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ほとんど自分	38	25.5%	0	0.0%	0	0.0%	38	15.1%	14.8%
どちらかといえば自分	18	12.1%	6	6.4%	0	0.0%	24	9.6%	13.1%
配偶者と同じ程度分担	13	8.7%	16	17.0%	2	25.0%	31	12.4%	8.9%
どちらかといえば配偶者	1	0.7%	16	17.0%	3	37.5%	20	8.0%	6.5%
ほとんど配偶者	2	1.3%	9	9.6%	1	12.5%	12	4.8%	7.9%
親や子どもなどの家族	7	4.7%	6	6.4%	0	0.0%	13	5.2%	5.1%
該当する世話や活動がない	70	47.0%	41	43.6%	2	25.0%	113	45.0%	43.7%
無回答	42	-	58	-	4	-	104	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	149	100.0%	94	100.0%	8	100.0%	251	100.0%	100.0%

H 2 1 県

問4-1 この分担はどのように決めましたが、～を総合して、最も近いものを1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
自分でしたい(できる)から	21	13.5%	11	15.1%	4	50.0%	36	15.3%	12.9%
家族がしない(できない)から	39	25.2%	6	8.2%	1	12.5%	46	19.5%	21.3%
家族との話し合いで	10	6.5%	15	20.5%	0	0.0%	25	10.6%	7.7%
家族が望んだから	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	0.4%	2.9%
自分がやるのが自然だから	68	43.9%	30	41.1%	2	25.0%	100	42.4%	42.6%
家族に時間がないから	11	7.1%	6	8.2%	0	0.0%	17	7.2%	7.3%
その他(具体的に: )	6	3.9%	4	5.5%	1	12.5%	11	4.7%	5.3%
無回答	36	-	79	-	4	-	119	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	155	100.0%	73	100.0%	8	100.0%	236	100.0%	100.0%

H 2 1 県

その他の意見(全11件のうち4件を紹介)

これまでの習慣  
 周囲(家族、地域)もそのような雰囲気にならざるを得ないのだと思う。  
 分担として考えてなく、出来る人がしている。  
 女性は自分しかない。

問4-2 では、現在の分担を全体的にみて、あなたは満足していますか、次の中から1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
満足	28	16.8%	25	22.1%	2	22.2%	55	19.0%	17.1%
どちらかといえば満足	47	28.1%	44	38.9%	4	44.4%	95	32.9%	32.1%
どちらかといえば不満	31	18.6%	3	2.7%	0	0.0%	34	11.8%	17.8%
不満	17	10.2%	3	2.7%	0	0.0%	20	6.9%	8.3%
どちらともいえない	44	26.3%	38	33.6%	3	33.3%	85	29.4%	24.7%
無回答	24	-	39	-	3	-	66	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	167	100.0%	113	100.0%	9	100.0%	289	100.0%	100.0%

H 2 1 県

問5 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についておたずねします。

(A) まず、あなたの希望に最も近いものを1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
「仕事」を優先したい	12	6.4%	25	16.7%	0	0.0%	37	10.6%	7.4%
「家庭生活」を優先したい	31	16.5%	25	16.7%	1	8.3%	57	16.3%	17.2%
「地域・個人の生活」を優先したい	3	1.6%	9	6.0%	0	0.0%	12	3.4%	2.3%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	56	29.8%	29	19.3%	3	25.0%	88	25.1%	25.3%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	4	2.1%	6	4.0%	1	8.3%	11	3.1%	3.2%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	19	10.1%	14	9.3%	0	0.0%	33	9.4%	10.9%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランスをとりたい	54	28.7%	35	23.3%	7	58.3%	96	27.4%	30.2%
わからない	9	4.8%	7	4.7%	0	0.0%	16	4.6%	3.4%
無回答	3	-	2	-	0	-	5	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	188	100.0%	150	100.0%	12	100.0%	350	100.0%	100.0%

H 2 1 県

(B) それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものを1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
「仕事」を優先している	29	15.5%	47	31.1%	3	25.0%	79	22.6%	29.5%
「家庭生活」を優先している	54	28.9%	22	14.6%	4	33.3%	80	22.9%	20.0%
「地域・個人の生活」を優先している	3	1.6%	9	6.0%	0	0.0%	12	3.4%	2.9%
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	53	28.3%	24	15.9%	1	8.3%	78	22.3%	22.6%
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	11	5.9%	11	7.3%	2	16.7%	24	6.9%	4.1%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	16	8.6%	13	8.6%	1	8.3%	30	8.6%	7.7%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のバランスがとれている	15	8.0%	14	9.3%	1	8.3%	30	8.6%	8.3%
わからない	6	3.2%	11	7.3%	0	0.0%	17	4.9%	4.9%
無回答	4	-	1	-	0	-	5	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	187	100.0%	151	100.0%	12	100.0%	350	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**問6 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか、次の中から3つまで選んでください。**

H21県

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす	94	57.3%	54	44.3%	3	33.3%	151	51.2%	44.9%
男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす	12	7.3%	11	9.0%	1	11.1%	24	8.1%	6.7%
夫婦や家族間での会話など、コミュニケーションをよくはかる	91	55.5%	74	60.7%	7	77.8%	172	58.3%	54.8%
年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する	55	33.5%	32	26.2%	3	33.3%	90	30.5%	26.8%
社会の中で、男性による家事などについても、その評価を高める	72	43.9%	38	31.1%	0	0.0%	110	37.3%	29.5%
労働時間の短縮や休暇を取得することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	52	31.7%	57	46.7%	3	33.3%	112	38.0%	38.8%
男性が家事などに関心を高めるよう啓発や情報提供を行う	43	26.2%	32	26.2%	2	22.2%	77	26.1%	18.6%
研修等により、男性の家事や子育て、介護等の技能を高める	21	12.8%	21	17.2%	1	11.1%	43	14.6%	12.2%
子育てや介護、地域活動を行うための、男性の仲間（ネットワーク）づくりを進める	25	15.2%	14	11.5%	2	22.2%	41	13.9%	13.2%
仕事との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける	12	7.3%	25	20.5%	3	33.3%	40	13.6%	10.7%
その他（具体的に：）	4	2.4%	5	4.1%	0	0.0%	9	3.1%	3.0%
特に必要なことはない	8	4.9%	12	9.8%	0	0.0%	20	6.8%	4.0%
無回答	6	-	0	-	0	-	6	-	-
合計	495	-	375	-	25	-	895	-	-
回答者数	164	100.0%	122	100.0%	9	100.0%	295	100.0%	100.0%

**その他の意見(全9件のうち7件を紹介)**

男性・女性ともに時短する制度をつくる。日本人は働き過ぎであるが、社会全体（マスコミを含め）の問題意識が低い。  
生活費（収入）が減らないよう労働時間の短縮や休暇を取りやすくする。  
労働時間の短縮や休暇の取得について、職場の理解と協力が必要。  
家事、子育て、介護、地域活動に参加する必然性を社会で作る。  
抵抗感というより分担する、協力するのが当たり前の社会や人間を作る。  
女性に負担がかからないように、男性はおもいやりをもって考えていく。  
自発性を促すこと。

**就労・働き方について**

**問7 一般的に、女性が職業を持つことについて、あなたはどのように思いますか、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。**

H21県

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
女性は職業を持たないほうがよい	3	1.6%	2	1.4%	0	0.0%	5	1.5%	1.7%
結婚するまでは、職業を持つほうがよい	1	0.5%	2	1.4%	0	0.0%	3	0.9%	2.0%
子どもができるまでは、職業を持つほうがよい	12	6.5%	11	7.5%	0	0.0%	23	6.7%	4.6%
子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよい	105	56.5%	82	55.8%	5	50.0%	192	56.0%	48.4%
子どもができたなら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい	54	29.0%	42	28.6%	1	10.0%	97	28.3%	36.4%
その他（具体的に：）	11	5.9%	8	5.4%	4	40.0%	23	6.7%	6.9%
無回答	5	-	5	-	2	-	12	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数（合計 - 無回答）	186	100.0%	147	100.0%	10	100.0%	343	100.0%	100.0%

**その他の意見(全23件のうち11件を紹介)**

給料、就労条件を照らし合わせて、より向いている方が働けばよい。  
家庭それぞれの経済状況や環境の違いがあるのでなんとも言えない。  
家庭環境により話し合いで決める。  
「ほうがよい」とは思わない。それぞれの個人、家庭の事情、考え方がある。私自身はずっと職業を持ち続けるだろうが、夫の収入のみで家庭を養えるのであれば専業主婦になりたいと思う。  
その時の経済状況による。働かなくても生活できるのであれば、子どものため専業主婦もよいと思う。子どもがいなければ働いた方がよい。  
どちらでもよい。個人の考え、立場、経済的な面で異なると思う。  
子どもができたなら職業を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持てれば一番理想だけど、今の社会では難しいかも…。  
個人に合った職業の持ち方があると思う。  
職業を持つ持たないは個人の自由であるし、働き方などもその人の意識が尊重されることが重要だと思う。  
子どもがいる、いないに関わらず働き続けたいなら働けばよい。女性自身が選択すればいい。  
残業等時間外勤務をしてほしくない。

**問8 職場での女性の働き方について、どれが望ましいと思いますか、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
管理職や役員を目指して研鑽を積むべきである	7	3.7%	13	8.7%	0	0.0%	20	5.8%
男女という性別に関わりなく能力によって仕事を与えられるべきである	158	84.5%	108	72.5%	8	80.0%	274	79.2%
仕事には男女の役割分担があり、女性でなくてはできない仕事をすべきである	14	7.5%	21	14.1%	2	20.0%	37	10.7%
補助的な役割を担い男性を補佐するほうがよい	3	1.6%	5	3.4%	0	0.0%	8	2.3%
その他（具体的に：）	5	2.7%	2	1.3%	0	0.0%	7	2.0%
無回答	4	-	3	-	2	-	9	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	187	100.0%	149	100.0%	10	100.0%	346	100.0%

**その他の意見(全7件のうち4件を紹介)**

女性の意識改革  
適任者が女性だからといったくくりではなくなればよい。  
その人がしたいように（働くことが）できるのが一番だと思います。  
雇用、昇進の機会は男性と均等に与えられ、子ども、家庭の負担を考えてそれを選択できればよい。

**問9 あなたは、現在、女性が生涯仕事を続けていくことを難しくしている原因は何だと思いますか、あなたの考えに近いものをすべて選んでください。**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
続けていけるような適当な職場や仕事が地元になから	72	38.9%	59	39.9%	6	60.0%	137	39.9%
企業側の女性社員に対する考え方に問題があること	62	33.5%	46	31.1%	0	0.0%	108	31.5%
夫をはじめ家族の理解がないこと	33	17.8%	17	11.5%	1	10.0%	51	14.9%
家事や育児、介護に関する夫の協力がいないこと	74	40.0%	42	28.4%	2	20.0%	118	34.4%
転勤など夫の勤務の事情	18	9.7%	22	14.9%	0	0.0%	40	11.7%
本人の健康、体力の問題	41	22.2%	24	16.2%	1	10.0%	66	19.2%
女性自身に仕事を続けていくという自覚や覚悟が足りないこと	32	17.3%	33	22.3%	1	10.0%	66	19.2%
家庭や子どもを優先する女性自身の考え方が強いこと	43	23.2%	38	25.7%	1	10.0%	82	23.9%
保育所、学童保育などの育児に対する社会的な支援サービスが不十分なこと	69	37.3%	50	33.8%	2	20.0%	121	35.3%
介護に関する社会的な支援サービスが不十分なこと	51	27.6%	35	23.6%	2	20.0%	88	25.7%
男は仕事、女は家庭という世間一般の考え方が強いこと	43	23.2%	40	27.0%	0	0.0%	83	24.2%
その他（具体的に：）	9	4.9%	5	3.4%	2	20.0%	16	4.7%
無回答	6	-	4	-	2	-	12	-
合計	553	-	415	-	20	-	988	-
回答者数（合計 - 無回答）	185	100.0%	148	100.0%	10	100.0%	343	100.0%

**その他の意見(全16件のうち9件を紹介)**

職場の労働条件（時間や休日）が学校行事やスポーツ、部活動などの日程と合わない。土曜日にも行事が多かったり、参観日の回数が多かったり、病気で子どもが休んだり・・・と女性が休むのが当然のようにになっている。でも、女性も働いていればしょっちゅう休めない。毎週土日休みという職は官公庁以外は少ない。

妊娠をする事により、経験を積む時間が無くなる。ストップする。ブランクになる等。

出産をしたり、母性本能というものは、やはり女性にしかないもので、子育て期が長くなると、社会に復帰しにくいと思う。

女性も男性に依存している部分もあると思います。夫婦間で役割や意識がバランス（自立せず）されていれば、それはそれで良いと思いますが、社会の中となると、全体（男女間、女性間）のバランスが難しくなります。家庭内も社会でも意識の統一が出来ていけば良いのですが。でも反対に男性が女性に依存している部分もありますが・・・。

女性としての役割（子育て、親の世話）などが生じてくるため。

職場に女性が働き続けることができるシステムが整っていないこと。

あらゆる面で女性が働き続ける環境が整っていない。（社会、家庭）

子どもがいると雇ってもらえない。

出産や生理的な事

**問10 女性の職場進出を促進するために、どのような条件整備が必要だと思いますか、あなたの考えに近いものを3つまで選んでください。**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
労働時間の短縮や休日の増加を進める	55	29.9%	46	30.9%	4	33.3%	105	30.4%
育児や介護のための施設・サービスを拡充する	96	52.2%	62	41.6%	4	33.3%	162	47.0%
育児や介護のための休暇制度を普及・充実する	73	39.7%	65	43.6%	2	16.7%	140	40.6%
結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及・充実する	117	63.6%	99	66.4%	6	50.0%	222	64.3%
賃金、仕事内容など、労働条件面で男女差をなくす	47	25.5%	38	25.5%	2	16.7%	87	25.2%
女性の昇進・昇格の機会を男性と同等にする	34	18.5%	22	14.8%	0	0.0%	56	16.2%
家事負担を軽減する有料の家事代行などを育成する	8	4.3%	5	3.4%	0	0.0%	13	3.8%
就職・転職などに役立つ求人情報を充実する	28	15.2%	25	16.8%	2	16.7%	55	15.9%
女性自身の意識を高める	40	21.7%	30	20.1%	2	16.7%	72	20.9%
その他（具体的に：）	4	2.2%	2	1.3%	1	8.3%	7	2.0%
無回答	5	-	3	-	0	-	8	-
合計	507	-	397	-	23	-	927	-
回答者数（合計 - 無回答）	184	100.0%	149	100.0%	12	100.0%	345	100.0%

**その他の意見(全7件のうち3件を紹介)**

男性・企業の理解と協力体制

条件整備が実際に出来るか。格好の良いことは言えるが、実際（理解）はどうか。

産休・育児休暇を取得しやすく、勤務形態（時間等）を多様化し、働きやすい体制をつくる。

**男女間における暴力について**

**問11 配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力等を受ける「ドメスティック・バイオレンス(DV)」に関して、あなたは暴力の被害を受けたことがありますか、次の中から1つ選んでください。**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
この1年の間に、被害を受けた	4	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	4	1.2%	2.0%
この2～5年の間に、被害を受けたことがある	5	2.7%	1	0.7%	0	0.0%	6	1.8%	2.4%
この5年以内にはなかったが、過去に被害を受けたことがある	20	11.0%	3	2.2%	0	0.0%	23	6.9%	7.4%
経験したことはない	153	84.1%	134	97.1%	12	100.0%	299	90.1%	88.1%
無回答	9	-	14	-	0	-	23	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数（合計 - 無回答）	182	100.0%	138	100.0%	12	100.0%	332	100.0%	100.0%

**地域活動について**

**問12 あなたは、自治会、町内会、PTAなどの地域活動において、会長やリーダーまたは役員になることを要請された場合、どうされますか、あてはまるものを1つ選んでください。**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
頼まれれば、喜んで引き受ける	0	0.0%	3	2.0%	1	8.3%	4	1.2%
家庭のことなど周囲の状況が許せば、出来るだけ引き受けるようにする	49	26.8%	48	32.4%	6	50.0%	103	30.0%
出来れば引き受けたくはないが、やむを得ず引き受ける	81	44.3%	66	44.6%	2	16.7%	149	43.4%
出来れば引き受けたくはないので、理由をつけて断る	33	18.0%	16	10.8%	2	16.7%	51	14.9%
絶対に引き受けない	20	10.9%	15	10.1%	1	8.3%	36	10.5%
無回答	8	-	4	-	0	-	12	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	183	100.0%	148	100.0%	12	100.0%	343	100.0%

H 2 1 県

問13 あなたは、自治会、町内会、PTAなどの地域活動において、女性が会長やリーダーまたは役員になることについて、あなたは  
 どのように思いますか、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
会長やリーダーまたは役員を目指して研鑽を積むべきである	12	6.6%	14	9.5%	0	0.0%	26	7.6%
男女という性別に関わりなく役職が与えられるべきである	105	57.7%	118	80.3%	7	58.3%	230	67.4%
男女の役割分担があり、女性でなくてはできない役職をすべきである	41	22.5%	11	7.5%	2	16.7%	54	15.8%
男性を補佐するほうがよい	16	8.8%	4	2.7%	1	8.3%	21	6.2%
その他（具体的に：）	8	4.4%	0	0.0%	2	16.7%	10	2.9%
無回答	9	-	5	-	0	-	14	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	182	100.0%	147	100.0%	12	100.0%	341	100.0%

**その他の意見(全10件のうち6件を紹介)**

個人で適任かどうかが一番大切だと思う。男女問わず。
本人の希望や各人の環境、能力、事情において男女問わず、本人の意思が不可欠なので、条件に合えば、どんどん活躍の場があつて当然だと思います。
本人にやる気があれば素晴らしいと思うし、応援する。
能力があれば男女関係なし
男女というより個人の性格、考え方によると思う。
やりたい人がやればよい

**今後の課題と取組方策について**

問14 あなたは、次の言葉について知っていますか。1～8の項目それぞれについて、あてはまるものをつけてください。

**1 男女共同参画社会**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
知っている	136	73.1%	88	59.1%	6	60.0%	230	66.7%	54.1%
聞いたことがある	37	19.9%	50	33.6%	4	40.0%	91	26.4%	31.2%
知らない	13	7.0%	11	7.4%	0	0.0%	24	7.0%	14.7%
無回答	5	-	3	-	2	-	10	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数（合計 - 無回答）	186	100.0%	149	100.0%	10	100.0%	345	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**2 男女雇用機会均等法**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
知っている	126	67.7%	101	67.8%	7	70.0%	234	67.8%
聞いたことがある	38	20.4%	33	22.1%	1	10.0%	72	20.9%
知らない	22	11.8%	15	10.1%	2	20.0%	39	11.3%
無回答	5	-	3	-	2	-	10	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	186	100.0%	149	100.0%	10	100.0%	345	100.0%

**3 女子差別撤廃条例**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
知っている	49	26.6%	38	25.5%	4	40.0%	91	26.5%
聞いたことがある	68	37.0%	52	34.9%	2	20.0%	122	35.6%
知らない	67	36.4%	59	39.6%	4	40.0%	130	37.9%
無回答	7	-	3	-	2	-	12	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	184	100.0%	149	100.0%	10	100.0%	343	100.0%

**4 鳥取県男女共同参画推進条例**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
知っている	47	25.4%	43	29.1%	4	40.0%	94	27.4%	16.6%
聞いたことがある	85	45.9%	58	39.2%	2	20.0%	145	42.3%	36.7%
知らない	53	28.6%	47	31.8%	4	40.0%	104	30.3%	46.7%
無回答	6	-	4	-	2	-	12	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数（合計 - 無回答）	185	100.0%	148	100.0%	10	100.0%	343	100.0%	100.0%

H 2 1 県

**5 ポジティブ・アクション(積極的改善措置)**

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
知っている	15	8.1%	14	9.5%	1	10.0%	30	8.7%
聞いたことがある	42	22.7%	41	27.7%	3	30.0%	86	25.1%
知らない	128	69.2%	93	62.8%	6	60.0%	227	66.2%
無回答	6	-	4	-	2	-	12	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数（合計 - 無回答）	185	100.0%	148	100.0%	10	100.0%	343	100.0%

**6 ジェンダー(社会的性別)**

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
知っている	45	24.6%	25	17.0%	1	10.0%	71	20.9%	16.5%
聞いたことがある	36	19.7%	37	25.2%	2	20.0%	75	22.1%	19.0%
知らない	102	55.7%	85	57.8%	7	70.0%	194	57.1%	64.5%
無回答	8	-	5	-	2	-	15	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数（合計 - 無回答）	183	100.0%	147	100.0%	10	100.0%	340	100.0%	100.0%

H 2 1 県

7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

H 2 1 県

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
知っている	38	20.7%	30	20.3%	3	30.0%	71	20.8%	17.8%
聞いたことがある	64	34.8%	51	34.5%	3	30.0%	118	34.5%	35.2%
知らない	82	44.6%	67	45.3%	4	40.0%	153	44.7%	47.1%
無回答	7	-	4	-	2	-	13	-	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	184	100.0%	148	100.0%	10	100.0%	342	100.0%	100.0%

8 ドメスティック・バイオレンス(DV)

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
知っている	165	89.7%	113	76.4%	9	90.0%	287	83.9%
聞いたことがある	11	6.0%	19	12.8%	0	0.0%	30	8.8%
知らない	8	4.3%	16	10.8%	1	10.0%	25	7.3%
無回答	7	-	4	-	2	-	13	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数(合計 - 無回答)	184	100.0%	148	100.0%	10	100.0%	342	100.0%

問15 あなたは町の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか、次の中から1つ選んでください。

選択項目	女性		男性		無回答		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
十分反映されている	1	0.5%	9	6.1%	1	8.3%	11	3.2%
ある程度反映されている	77	42.3%	55	37.4%	6	50.0%	138	40.5%
あまり反映されていない	23	12.6%	24	16.3%	1	8.3%	48	14.1%
ほとんど(まったく)反映されていない	5	2.7%	3	2.0%	0	0.0%	8	2.3%
わからない	76	41.8%	56	38.1%	4	33.3%	136	39.9%
無回答	9	-	5	-	0	-	14	-
合計	191	-	152	-	12	-	355	-
回答者数(合計 - 無回答)	182	100.0%	147	100.0%	12	100.0%	341	100.0%

問16 政治や行政、自治会や町内会において、政策の企画や方針を決める場に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか、次の中から3つまであげてください。

H 2 1 県

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識のため	27	14.8%	29	19.9%	1	8.3%	57	16.8%	29.6%
男性優位の組織運営のため	83	45.6%	58	39.7%	3	25.0%	144	42.4%	46.9%
家族の支援・協力が得られないため	40	22.0%	40	27.4%	2	16.7%	82	24.1%	25.3%
女性の能力開発の機会が不十分であるため	32	17.6%	35	24.0%	2	16.7%	69	20.3%	11.0%
家事、子育て、介護の負担が大きいため	99	54.4%	72	49.3%	7	58.3%	178	52.4%	58.9%
女性の活動を支援するネットワーク等の組織の不足	13	7.1%	23	15.8%	0	0.0%	36	10.6%	9.5%
女性自身の積極性が不十分であるため	94	51.6%	60	41.1%	5	41.7%	159	46.8%	38.4%
女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない	79	43.4%	50	34.2%	5	41.7%	134	39.4%	37.8%
その他(具体的に: )	2	1.1%	3	2.1%	3	25.0%	8	2.4%	1.9%
無回答	9	-	6	-	0	-	15	-	-
合計	478	-	376	-	28	-	882	-	-
回答者数	182	100.0%	146	100.0%	12	100.0%	340	100.0%	100.0%

その他の意見(全8件のうち5件を紹介)

女性は家庭を一番に考える人が多いと思う。  
私は、どちらかというと自分の能力に自信が無く、男女だから・・・と言う視点ではなく(司会等も含め)苦手なところがあります。他の方の事は分かりませんが、女性だから・・・ではなく、個人の性格や能力も左右されると思います。女性だからという感覚はあまり私自身にはありません。ただ、これまでの世の中の流れで女性は責任をもたされる立場になかったものだから、自然と苦手意識や関わりたくないという気持ちが根底にあるのかもしれない。  
官公庁の周知不足  
歴史的経過による役員へ女性がなりにくい雰囲気はまだ残っている。  
それが当たり前だと思っているから。

問17 北栄町で「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政は特にどのようなことに力を入れて行くべきだと思いますか、次の中から3つまで選んでください。

H 2 1 県

選択項目	女性		男性		無回答		総計		総計 構成比
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
男女共同参画の視点から、慣習の見直しや広報・啓発を進める	49	27.4%	53	36.3%	2	18.2%	104	31.0%	23.9%
男女平等の視点に立った教育や学習を進める	40	22.3%	33	22.6%	5	45.5%	78	23.2%	25.6%
女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する	9	5.0%	20	13.7%	1	9.1%	30	8.9%	11.9%
就労における男女の機会均等や働きやすい環境の整備を進める企業の取組を支援する	82	45.8%	58	39.7%	4	36.4%	144	42.9%	41.7%
保育の施設・サービスや子育て支援を充実する	59	33.0%	41	28.1%	4	36.4%	104	31.0%	28.4%
介護が必要な高齢者や病人の施設やサービスを充実する	49	27.4%	41	28.1%	3	27.3%	93	27.7%	33.5%
労働時間の短縮や休暇の取得など、働き方の見直しを啓発する	35	19.6%	25	17.1%	4	36.4%	64	19.0%	18.2%
子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する	76	42.5%	44	30.1%	2	18.2%	122	36.3%	33.8%
子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	51	28.5%	39	26.7%	2	18.2%	92	27.4%	25.2%
町の審議会委員や管理職など、政策決定の場に女性を積極的に登用する	36	20.1%	30	20.5%	1	9.1%	67	19.9%	9.7%
町の職員自身が率先して、家庭や地域で男女共同参画を実践する	18	10.1%	19	13.0%	1	9.1%	38	11.3%	10.6%
その他(具体的に: )	1	0.6%	6	4.1%	0	0.0%	7	2.1%	1.8%
無回答	12	-	6	-	1	-	19	-	-
合計	517	-	415	-	30	-	962	-	-
回答者数(合計 - 無回答)	179	100.0%	146	100.0%	11	100.0%	336	100.0%	100.0%

県の回答には、上記以外に「市町村における取組を支援する」10.6%がある。☺

その他の意見(全7件のうち5件を紹介)

子どもを気楽に預けやすい様に、告知放送でよびかけて、学童保育を充実させてほしい。  
モデルファミリーを作り、広報し、地域全体で評価議論する。  
実践されている企業、団体、地域等を町報、TCCに広報されてはどうですか。  
実行すること(形だけではなく)  
男女共同参画も大切だと思いますが、高齢化社会の現在さらに今後、女性が元気で長く生きる現実なので、家族の枠を越えて、社会への絆を新たにつくって、支え合う社会を築けたらと思います。

**意見をお聞かせください**

問18 「男女共同参画」について、あなたが日頃感じていらっしゃる事があれば、自由にお書きください。

**男女平等について(全23件のうち10件を紹介)**

お互いに理解を深めること。認め合うこと。
男性も女性も教育、大企業職場では平等。地域・家庭での平等感のバラツキ。個人の価値観は職場・社会で是正。都会では田舎より進んでいると思う。比較すれば、鳥取県などローカルは遅れていると思います。
社会の中では「男女共同参画」が進んでいるかもしれないが、会社、地域、家庭・・・どれも、それほど私のまわりでは、進んでいるとは思わない。
男女共同参画に対する男性の意識が非常に低い事！
もっと男女平等ならいいのにと思う時もあるが、女の人だからしなくてもよくて良かったと思う時もあるので、「男女共同参画」がいいのか悪いのか、よくわからない。父子家庭への支援がもっと充実すればいいと思います。
小単位の家族から助け合う気持ちをもちながら、男女が互いの気持ちを生かして社会貢献出来ることを望みます。まずは、身近な方を大切にしていくことではないでしょうか。町の職員の方々は、様々な町民の要望に応える立場として大変だと思いますが、頑張って下さい。協力、応援の出来る町民でありたいと努力しています。
北栄町は「男女共同参画」について積極的に広報等行っていると思う。あとは町民の意識の問題か？
実態はまだまだ、改善されていないのが現実です。
男性女性にはそれぞれ性差があり、何もかも平等にする事は無理だと思う。男性には男性の女性には女性の性質、能力がありそれに基づきお互い補い合いながら生きていく事が大切だと思う。
後期高齢者である私ですのであまり男女共同参画を理解していませんが、私たちの生きてきた時代より現代は男女平等は確実に進歩してきていると思います。素質能力のある人は前進すればよい。しかし本質的に男性には男性の特徴があり、また女性には女性の特徴があります。その事をふまえての男女共同参画であればよいのと思うのです。

**家庭生活について(全6件を紹介)**

男女共同参画のお陰で少しずつ意識改革が出来てきたことを感じています。しかし、社会的にはそうであっても私たちの年代では、家庭での差別は改革できていない気がします。仕事、育児、主婦業とかなり労働をしいられていると思います。これは男性の女性に対する思いやりが欠けていると思います。もっと女性に思いやりを持って欲しい、女性は本当に忙しいです。
男性は、長時間仕事につかなければいけない事が女性より多いのでは・・・と感じます。また、男性・女性に関わらず、昔から女性が家庭の事をするという独特な習慣があります。今回のアンケートは男女という視点ですが、女性が働きやすく平等にと言うのであれば、家族みんながどうしたらよいのかも、考えていかなければいけないのではないのでしょうか・・・。
「男女共同参画」という言葉がずいぶん聞かれるようになり、いろいろな場面で整備されてきたとは思いますが、家事・育児・介護などまだまだ女性の負担が大きいため、それをどう解消していくかが今後の課題だと思います。
地域や職場で不平等を感じる事はあまりない。家族の理解が感じられない。「仕事はしてもよいけど家事はちゃんとして」「仕事はしてもよいけど子どもに負担をかけるな」男性は外で仕事をして当たり前。家事を全くしなくても避難されない。女性は仕事をさせていたでいる感が拭えない。誰がどの家事をするのか誰がどれだけ外で働くのか、もっと平等に分担できたらいいと思う。
女性の性別に対する見方は徐々に変わってきており、個人の「性」に対する考え方を尊重し、多様性のある社会が実現されていると感じます。その一方で、それを受け入れるだけのインフラが整っていないという現状があり、様々な福祉の問題が絡み合い、解決の糸口を見出せない状態をどうにかしなければいけないと思います。
昔から農家は「男女共同参画」どころか女性の方が家事、育児、仕事、その他全般にがんばっておられると思います。何が平等か・・・と考えてしまいます。

**就労・働き方について(全14件のうち9件を紹介)**

高齢化の時代で子どもなども少なく、仕事動機にはげむ女性も多く見かけます。老人介護などかなり労働の激しい職業には長続きが難しいようです。家族間での会話で女性が楽しく職場で活動する。皆さんで協力しましょう。
男女共同参画が社会生活に定着しつつある恩恵を受けて、私は夜勤を今月4月から経験することになりました。男性がこのような大変な思いをして夜勤をしていることが分かりました。色々な体制を整えていくことは大切なことですが、1人1人が相手の視点に立ち、同じ経験をし、共有することで、まず相手の立場を理解することが大切だと思います。
男女平等と言っても、やはり内容によっては、女性の方が適当とか男性の方が適当とかあると思う。力仕事では、なかなか平等になれないとか・・・お互いが補い合って、行かなければ・・・と思う。子どもが小学生になり現在は、わからないが、保育所etcが決まらなないと、仕事探しも難しい。仕事を決める前に、入所の方が決められるようなサービスがと、以前感じた。職安にも行きづらかった。
子育て中の方が安心して勤めなど出来ること。夏休みとか、少々熱などの時など休まなくても見てももらえる所が多くあると良い。
「男女共同参画」という言葉や知識は広まっていますが、実際にそうなっているかと言われれば分からない。子育て、介護のために一度仕事を退職しても、小さい子どもがいれば、なかなか再就職できないのが現実。特に夫が仕事で忙しく、保育園等の送迎が出来ないので、突然の病気で子どもを迎えに行く際、仕事を早退したり、休みを取ることがしにくい。こういう事があると最初から採用されないこともある。企業も大変なのは分かるが、もう少し女性も企業も働きやすく雇用しやすい環境になれば・・・と思う。
75歳になり、このアンケートに答えにくいところがある。65歳以下を対象にしてはどうか。高齢になると、どちらかと言うと、お互い(男女)助け合って生活しなければならぬし、自然と出来るように思う。私達の時代より、今の若い人は共に助け合っているように思いますが、職場ではまだまだ女性の子育ての時に休みにくいと思う。
男女共同参画について、女性がリーダーになっていく事は、今後大切ですが、その人が安心して活動できる周囲の環境や支援体制、又習慣の見直しが必要。受け皿となる企業の充実がないと共同参画は難しいのでは？
私は男性の多い職場で働いています。女性と言えば事務の人で男性に比べれば正規社員に採用される研修期間も長く、いつ正社員になれるのかも当の本人も知らないのでは？と思うくらいです。その様な状況では子育ては勿論仕事へのモチベーションも上がるはずもなく「男女共同参画」など程遠く感じます。私個人の思いは同じレベルで同じ汗をかき同じ充実感を同じ仕事で男女関係なく共有できたら最高なのになと思います。
母性の保護を第一優先する。女性のカラダのリズムの理解、女性が子どもを産みやすい、育てやすい環境づくり。子育て休暇の充実。



### 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関することについて(全8件のうち7件を紹介)

都市部と比較すると男性の方が優位だったりしきたりなどで厳しいと思う。女性が社会進出するには仕事を持つのが手取り早い子が持ってしまうと保育に関し不足が出てくる。自分は仕事・家庭(緊急時は除く)・育児の順で優先順位を決めているが、そこへ地域の行事等が絡むと全てがバランスを崩してしまう。又仕事を持って家庭を優先し勤務先に迷惑をかけることが多い状況となってしまうと採用もしづらいのでは。社会進出するのであれば女性にもしっかり意識をしてもらい肝心な時に家庭に逃げない社会づくり、仕組み、環境づくりを希望します。
以前から取り組まれているが、現実はまだまだそうではないと感じる。仕事を優先させれば育児や家事がおろそかになり負担を感じる。共働きをせざるを得ない家庭には余裕がない。日曜しか休みがなくても家事・育児・学校の行事、地域の行事等が入ってくれば休まる時もない・・・それが現実です。
女性はやはり、産休・育休をとられる方が多いと思います。民間でも公務員でも職場復帰しやすい環境、子育てへの周囲の理解を求めていく点は努力すべきですし、男性も堂々と育児、介護の休みがとれるようになれば良いと思います。共働きの世帯が増えている今、家事、育児、介護など家庭のことも分けて隔てなく関わることが当たり前になっていって欲しいものです。
鳥取は共働き世帯が多く、女性が働きづらい社会参加しにくいという意識はあまりありません。「男女共同参画」という言葉を聞いて久しいため、少しずつ女性への支援体制が強化されてきているのではと感じています。しかし、男性が仕事と家庭と個人のバランスを取りながら生活していく環境にあるか・・・と言われるとまだまだ未開拓であると思います。
日々の仕事で疲れている中、家庭(子育て)にも協力してくれる夫に大変感謝していますが、家庭のために仕事を休むことが困難な環境というのが現状です。男性も休暇を取りやすい職場環境、社会に整えていくことが必要だと感じます。
仕事にもよりますが、男性の労働条件が厳しすぎて家事参加、自治会参加が不可能です。自治会の役をこなせる時間がほとんどないのでこの土地で暮らすのは無理かも思ったりします。高齢の方(病気をかかえて)にも役職が回ってくるので大変なのではと思います。
男だから女だからというのではなく、我が家では出来る人がやることにしています。だから洗濯も食器洗いも夫はします。学校の事、食事の準備等、時間的技術的に無理な事は私がやります。夫とは同じ職場で子どもができ、私が退職しました。こればかりは男性ではできません。男女全く同じにというのではなく、できる人やれる人がどんどんやる。それが仕事でも家事でも。公の場に出るばかりが主要ではないと思う。一般企業でも参観日等に男性でも参加しやすくしていただければと思います。子どもは父親に一度くらいお迎えや参観に来てもらいたい様子。

### 地域活動について(全5件のうち3件を紹介)

学童での支援サービスをもっとして欲しい。自治会、町内会などの活動を若い人達だけにさせるのではなく、年配の人達も参加(協力)をもっとしてほしい。
町内会等の役員に女性が非常に少ない。女性自身が男性が行うのが当然だと思っている節がある。どんどん役職を女性に任せていくように改革すべき。
男女共同参画といいながら、もっと積極的に、地域やPTAなどの団体、町の役員など積極的に参画するべきである。

### 今後の課題と取組方策について(全18件のうち11件を紹介)

町役場の管理職に女性を登用すべきだ。
男性、女性、性別に関係なく、又、大人、小人、年配の方、皆が安心安全に生活出来る。社会、地域づくりの実現に向けて、今後も頑張ってください。微力ながら応援しています。
男女共同参画の提案は、行政の一方通行になっていないか考えるべき。男女共同参画は、夫婦間、家庭内、地域のおもいやりがないと難しいのでは!
子どもを育児、教育していくところから、家庭や社会、地域の中で男女共同参画をしていくことが大事ではないかと思えます。
一世代上は、公民館で飲み会があっても、片付けは女性の仕事で、わざわざ翌日に片付けに出ているそうです。今(40代)の男性は自分で片付けて終わってくれます。それは、ここ10~20年の同和教育だったり、人権教育だったりの成果だと思います。時代が変わっても、人権がないがしろにされることは起こると思うので、今の事を的確にキャッチし、正しい考え方を伝えていったり、学習していく場面をつくり、それを続けていくことが大切なのではないでしょうか。その成果はまた10年後に現れるのでしょうか。
老人が子どもの面倒を見るコミュニティセンターをつくって多くの高齢者の生き甲斐対策。親のゆとり。子のよりよい教育を充実させてほしい。保育所の統廃合を期にしっかり地域で話し合える場(自治会長会等)で意見集約してほしい。また議会も住民の声を聞く場を積極的に持っていただければありがたいです。このようなアンケートで、意見が聞いていただけるのもありがたいです。
まだまだ社会の中の女性の地位は弱いと思うが、小地域懇談会等の取組みにより牛歩ながらも前進していると期待しています。女性の意識も変わってほしい。風土的に意識はあっても第一歩を踏み出すきっかけがないと思われれます。あらゆる角度から女性を巻き込み研鑽を積み自分磨きをしていただきたいと願う。世界中が大きなうねりの今日、人口の半分は女性で、各国でたくましく女性リーダーが活躍するまさに男女共同参画時代の到来。多くの方々に理解と協力をいただき、北栄町男女共同参画基本計画に一步でも近づけるよう町民一丸で取組んでほしいと思います。
男女平等は当然であるが、女性が意思を持って参加しない事実も十分に踏まえ、意向調査をしっかりと推進すべき。女性登用は、積極的にした方がいいが、あまり率向上を掲げて強要するのはよくない。
男女共同参画も大切だと思いますが、高齢化社会の現在、さらに今後、女性が元気で長く生きる現実なので、家族の枠を越えて、社会への絆を新たに一つ一つ支え合う社会を築けたらと思います。
男女共同参画は、個々の事案に対して、個々の価値観、考え方に違いがあり、現在の社会の流れに満足している部分もあるかと思われる。そんな今の世の中で強く思いを持っておられる方々の中にはおられる。そんな強い思いを持った人達が男女共同参画を実現する為に、行政と社会全体で後押ししなければいけない。
様々な場所で女性が自然に役員になっていく雰囲気は醸成されている。男女関係なく参加できる意識をまず家庭の中に浸透させていくことも重要。 <ul style="list-style-type: none"><li>・できることをそれぞれができる限りする(まわりを気にせず)</li><li>・社会参加に対して男女の視点で見るのではなく、適性、必要性を踏まえて考えられる意識の浸透</li><li>・みんなが社会に関わる(参加)しなければ地域社会は豊かにならないことがみんなでもわかりあえるように取り組みが進められたら。</li></ul>

# 北栄町男女共同参画推進条例

平成18年3月23日公布 北栄町条例第3号

## (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

## (基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、町民及び事業者と連携して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北栄町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第15条 町の附属機関の委員の構成は、第20条第1項の規定に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(施策に対する意見及び人権侵害の申出)

第17条 町民及び事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、前2項の規定による申出があったときは、北栄町男女共同参画審

議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

(審議会の設置)

第19条 北栄町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、北栄町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者

(3) 町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 北栄町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱（平成17年10月1日北栄町訓令第6号）は廃止する。

# 鳥取県男女共同参画推進条例

平成 12 年 12 月 26 日  
鳥取県条例 第 83 号

## 前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）

第 2 章 男女共同参画に関する基本的施策（第 8 条 - 第 19 条の 2）

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第 20 条 - 第 22 条）

第 4 章 鳥取県男女共同参画推進員（第 23 条 - 第 31 条）

第 5 章 鳥取県男女共同参画審議会（第 32 条 - 第 38 条）

第 6 章 雑則（第 39 条）

## 附則

社会を構成する男女は、互いの性にかかわらず「法」の下に平等であって、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この理念に基づき、鳥取県では、全国に先駆けて、鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成 8 年鳥取県条例第 15 号）を制定し、差別のない真に人権の尊重される社会を目指してきた。

一方、我が国においては、急速に変化する社会経済情勢に対応していく上で、男女が、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が緊急の課題となっている。

鳥取県は、大企業が少なく、高齢者が多い社会経済構造の下、女性の就業率は都道府県の中でも高い状況にある。このような状況の中で、国際社会や国内の動向と協調しながら男女共同参画社会の実現に向けて各種施策が推進されているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く、真の男女共同参画社会の実現には至っていない。

ここに、鳥取県民は、社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本

的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画

女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

(2) 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女共同参画社会を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会

(2) 男女が、性別による差別を受けない社会

(3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会

(4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会

(5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会

(6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会

(7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国際社会や国内の動向と協調して、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。



3 県は、第1項の施策（前項の積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を実施するに当たっては、県民、事業者、国及び市町村並びに環日本海諸国と相互に連携及び協力が行われるよう努めなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）を遵守するとともに、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県の男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画に関する基本的施策

（鳥取県男女共同参画計画）

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、性別による固定的な役割分担に基づく社会慣行その他の男女共同参画を阻害する要因を解消することを念頭に、議会の議決を経て、鳥取県男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

3 知事は、鳥取県男女共同参画計画の策定に当たっては、あらかじめ鳥取県男女共同参画審議会及び市町村長の意見を聞かなければならない。

4 前3項の規定は、鳥取県男女共同参画計画の変更について準用する。

（年次報告）

第9条 知事は、第14条の規定による情報の収集及び分析の結果を踏まえ、毎年、男女共同参画の状況並びに男女共同参画推進施策の実施状況及び効果についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書においては、男女共同参画推進施策の効果の一つとして、県

の積極的改善措置により男女間の格差が是正され、又は是正されなかった状況についても明らかにしなければならない。

( 財政上の措置等 )

第 10 条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

( 推進体制の整備 )

第 11 条 県は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき鳥取県男女共同参画センターを設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない。

2 知事は、第 18 条第 1 項の規定による申出を受けるため、鳥取県男女共同参画センターに窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を 2 箇所以上設置するよう努めなければならない。

( 附属機関の委員の構成 )

第 12 条 県の附属機関の委員の構成は、第 33 条第 2 項の規定に準じて、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

( 政策等の立案及び決定への共同参画 )

第 13 条 前条に規定するもののほか、県は、県の政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 県は、国若しくは他の地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会を確保するために、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

( 情報の収集及び分析 )

第 14 条 県は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、次に掲げる情報の収集及び分析を行わなければならない。

( 1 ) 性別による直接的又は間接的な差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因に関する情報

( 2 ) その他男女共同参画に関する情報

2 知事は、市町村長に対して、鳥取県男女共同参画計画の策定に必要な資料の提出を求めることができる。

3 知事は、事業者に対して、職場における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

( 教育及び普及広報活動 )

第 15 条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参

画の推進に努めるものとする。

3 県は、女性があらゆる分野における活動に参画することができるよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、すべての者が互いにその人権を尊重する社会を築くことができるよう、青少年その他の者に対し、他人の人権の尊重及び権利と責任に関する教育を実施するものとする。

5 県は、家庭及び地域において前項に規定する教育を行う県民に対し、必要な支援をするものとする。

(一人親家庭等に対する措置)

第16条 県は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父その他特別の配慮を必要とする者がその個性と能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村等に対する支援)

第17条 県は、市町村の男女共同参画推進施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(知事への申出)

第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(以下「DV被害者」という。)であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。ただし、同項後段に定める申出にあっては、知事は、その対応結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(平20条例48・一部改正)

(鳥取県男女共同参画推進員への申出)

第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は前条第2項ただし書の規定により公表された対応結果についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。この場合において、県民又は事業者が、DV被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住

所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。

2 県民又は事業者は、前条第2項本文の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。

(平20条例48・一部改正)

(人権への配慮)

第19条の2 県民又は事業者は、前2条の規定による申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

2 知事又は鳥取県男女共同参画推進員は、前項の規定に違反した申出があったときは、申出に対する対応を行わないものとする。

(平20条例48・追加)

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第21条 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの是正その他の措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、職場において前条第2項の規定に違反する行為があったと認めるときは、事業者に対し、当該行為を防止するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第22条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

### 第4章 鳥取県男女共同参画推進員

(設置)

第 23 条 県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

（職務）

第 24 条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 第 19 条第 1 項の規定による苦情の申出について審査をすること。
- (2) 第 19 条第 2 項の規定による不服の申出について審査をすること。
- (3) 県民又は事業者の男女共同参画に関する権利利益を保護するため、第 30 条第 1 項の規定に基づき、知事その他の県の機関に対して勧告をし、又は意見を公表すること。

（平 15 条例 82・一部改正）

（定数等）

第 25 条 推進員の定数は、男性 2 人、女性 2 人とする。

- 2 推進員は、知事が議会の同意を得て任命する。
- 3 推進員の任期は、2 年とする。
- 4 推進員は、再任されることができる。

（兼職禁止等）

第 26 条 推進員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は県と特別な利害関係を有する法人その他の団体の役員と兼ねてはならない。

2 推進員又は推進員であった者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（解職）

第 27 条 知事は、推進員が次のいずれかに該当すると認めるときは、議会の同意を得てこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に耐えないとき。
  - (2) 前条の規定に違反するとき。
  - (3) 職務上の義務違反その他推進員たるに適しない非行があるとき。
- 2 推進員は、前項の規定による場合を除き、その意に反して解職されることがない。

（調査権限）

第 28 条 推進員は、苦情又は不服について審査するために必要があると認めるときは、知事その他の県の機関に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

( 審査結果の通知 )

第 29 条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。ただし、第 19 条第 1 項後段に定める申出にあっては、推進員は、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

( 平 20 条例 48 ・ 一部改正 )

( 勧告及び意見の公表 )

第 30 条 推進員は、苦情又は不服についての審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対して是正若しくは改善の措置を講ずるよう勧告をし、又は制度の改善を求める意見を公表することができる。

2 県の機関は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、是正又は改善の措置を講じなければならない。ただし、県の機関が当該勧告に異議があるときは、この限りでない。

3 推進員は、第 1 項の規定により勧告又は意見の公表をしたときは、当該勧告又は意見の内容を議会に報告しなければならない。

4 県の機関は、第 2 項ただし書の規定により是正又は改善の措置を講じないときは、その旨及び異議の内容を推進員に通知するとともに、その内容を議会に報告しなければならない。

( 平 15 条例 82 ・ 一部改正 )

( 措置状況の報告 )

第 31 条 推進員は、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるとき(前条第 4 項の規定による通知を受けたときを除く。)は、関係する県の機関に対し、是正又は改善の措置の状況について報告を求めることができる。

2 県の機関は、推進員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 推進員は、県の機関から是正又は改善の措置の状況についての報告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

4 推進員は、前項の規定により報告の内容を公表したときは、その内容を議会に報告しなければならない。

( 平 15 条例 82 ・ 一部改正 )

( 雑則 )

第 31 条の 2 この章に定めるもののほか、推進員の職務の遂行に関し必要な事項は、推進員の合議により定める。

( 平 15 条例 82 ・ 追加 )

## 第5章 鳥取県男女共同参画審議会

### (設置)

第32条 鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (組織)

第33条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

### (委員)

第34条 委員のうち5人は公募に応じた者から、その他の委員は学識経験を有する者から、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長)

第35条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第37条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(平13条例46・平17条例52・一部改正)

### (雑則)

第38条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 第6章 雑則

### (委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 5 章の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

### ( 検討 )

2 知事は、平成 23 年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況 について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

( 平 20 条例 48 ・ 一部改正 )

## 附 則 ( 平成 13 年条例第 46 号 ) 抄

### ( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 ( 平成 15 年条例第 82 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 ( 平成 17 年条例第 52 号 )

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則 ( 平成 20 年条例第 48 号 )

この条例は、公布の日から施行する。



# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

## 前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成について

の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する

国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規

定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会

の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

## 北栄町男女共同参画審議会委員名簿

職名	区分	所属	氏名
委員	(1) 学識経験者	北栄町教育委員会 委員長	吉田 助三郎
副会長	(1) 学識経験者	鳥取県男女共同参画センター 所長	大西 孝弘
委員	(2) 知識理解者	北栄町民生児童委員	白井 和良
委員	(2) 知識理解者	北栄町商工会青年部 部長	山田 英明
会長	(2) 知識理解者	北栄町女性団体連絡協議会 推薦	永田 洋子
委員	(2) 知識理解者	北栄町女性団体連絡協議会 推薦	遠藤 玉恵
委員	(2) 知識理解者	北栄町男女共同参画推進会議 推薦	町田 貴子
委員	(2) 知識理解者	人権擁護委員	船木 幸治
委員	(2) 知識理解者	北条中学校PTA会長	松本 晴樹
委員	(3) 一般公募		松本 悦子
委員	(3) 一般公募		吉田 由香里
委員	(3) 一般公募		磯江 華葉
委員	(3) 一般公募		山崎 祥江



## 第2次北栄町男女共同参画基本計画

策定 平成24年3月

発行 北栄町

編集 北栄町政策企画課

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿4-2-3番地1

TEL 0858-37-5864 FAX 0858-37-5339

e-meil kikaku@e-hokuei.net